

第三十八回 参議院大蔵委員会會議録第十八号

(二四五)

昭和三十六年三月三十日(木曜日)
午前十時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
成瀬 幡治君
天田 勝正君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
大谷 實雄君
岡崎 真一君
梶原 茂嘉君
西川甚五郎君
林屋龜次郎君
堀 未治君
前田佳都男君
前田 久吉君
山本 米治君
荒木正三郎君
清澤 俊英君
野溝 勝君
永末 英一君
須藤 五郎君

國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

政府委員

大蔵政務次官 田中 茂穂君
大蔵省主計局長 石原 周夫君
大蔵省理財局長 西原 直康君
大蔵省主税局長 村山 達雄君
大蔵省銀行局長 石野 信一君
運輸省自動車局長 国友 弘康君

郵政省貯金局長 大塚 茂君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員 大蔵省主税局長 塩崎 潤君
大蔵省主税局長 志場喜徳郎君
税制第二課長

説明員

大蔵省主税局長 塩崎 潤君
大蔵省主税局長 志場喜徳郎君
税制第二課長

本日の會議に付した案件

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三八号)(内閣送付、予備審査)

○揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員會を開会いたします。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三八号)について、簡単に補足説明を聴取することにいたします。

○説明員(塩崎潤君) 簡単に、第二次、租税特別措置法の一部を改正する法律

案につきまして御説明を申し上げます。

まず、なぜ租税特別措置法を二回に分けて出したかという御質問がときどきございますので、この点について若干の説明を加えたいと思います。

過去の先例におきましては、私どもは税制法案を予算関係法案といたしましてできる限り早目に提出し、しかもまた、租税特別措置法も一本の法律案の形で提出して参ったのでござい

ます。特別措置法でございしますが、税法の規定はやはり衆議院の大蔵委員会におきまして統一的に審議すべきである、しかもまた税法の中にすべて税制に関する規定は網羅されておる、それが国民が便利でありまた税務官吏も理解が容易である、こういうふうにならざるを得ないのであります。また過去の先例から見ますと、税法の確定後に税制に關係しますところの他法律案がきまるのが普通でござい

ます。またそのために、往々にいたしまして、他の法律の中におきまして税制に關する規定が挿入され、あるいは他法律の附則の中で税制に關する規定が挿入されて、税法が修正されるということがござい

ます。そのために他の委員會にかかったことがしばしばあったのでござい

ます。今回はそういった欠陥をなくする意味におきまして、他法律案の確定を待ちまして、他法律案の目的といたしまして、その政策に對しまして援助する意味の税制關係の規定はすべて租税特別措置法において規定するとい

う見地から、租税特別措置法を一次分

と二次分と分けて出した次第でござい

ます。

代表的な他法律案は、御存じのよう

に、低開発地域工業開発促進法、鉱工業技術研究組合法、機械工業振興臨時措置法、あるいは農業協同組合合併助成法で、この第二次の租税特別措置法に規定されておりますところの他法律

の規定はきわめて多いわけではござい

ます。そういった考え方におきまして、租税特別措置法を一次分と二次分に分けたのが、二回に分けて提出した

たしました最も大きな理由でござい

ます。もちろん、その他にも他法律に關

係のないところの修正点はござい

ますが、これは第一次の法律案確定後に生

じました新しい事態、あるいはまた事

務の便宜上と申しますか、間に合わないために第二次に盛り込ましていた

くものが若干ある程度でござい

まして、内容は、青色申告を提出する個人につきまして、低開発地域におきまして新増設されたところの機械、装置または工場用建物につき

まして、普通償却のほかは、別ワクといたしまして機械、装置につきましては取得価額の三分の一、工場用建物につきましては五分の一の特別償却を認めようとするものでござい

ます。低開発地域は、御存じの通りに、低開発地域工業開発促進法のうちにおき

まして、低開発地域開發審議會の議を経て産業の開發度の低い地域、經濟發展の停滯的な地域、しかもその地域におきまして工業開發をいたすならば全

体の工業開發ができる地域、さらにまた立地条件も工業開發に適しておるといったような条件がついてお

ります。具体的に先ほど申し上げました低開發地域工業開發審議會の議を経て個別的に決定されることになろうかと思

います。その次は十八条でござい

ます。今申しました低開發地域工業開發促進法と同様に、鉱工業技術研究組合に對しま

すところの支出金の特別償却を認めようというものがこの十八条の趣旨でござ

います。ねらいは、言うまでもなく、試験研究の共同化の促進でござい

ます。単独企業の研究も大事でござい

今国会に提案されております。ここで承認を受けた特別な試験研究設備を取得するために、各企業が研究組合に對して費用を支出するわけであり、試験金をいうならば支出するわけでございますが、その試験金は税法上はいわゆる繰り延べ費用でございますが、この繰り延べ費用を重要な試験研究用機械の取得のためであり、また、企業合理化促進法の第四条の試験研究用機械設備に對しますところの初年度三分の一の特別償却と同じようなバランスから、まず一年目には支出いたした費用、いわゆる繰り延べ費用の金額に對して七〇％の特別償却、二年目、三年目には一五％ずつの特別償却を設けよう。これで繰り延べ費用は一〇〇％まで償却されるわけでございます。これによりまして単独企業の試験研究用機械設備の特別償却と同じような効果が期待され、なおそれ以上の効果が期待できることを私は考えておる次第でございます。

それから次は、三十一條でございますが、これは若干技術的な修正でございます。今までは土地の整理法に伴いますところの特例におきましては清算金にだけ「取得する」ということはございせん。必ず換地処分によりまして他の代替地がもらえたのでございまして、最近の事情ではなかなか代替地の取得がむずかしい、換地がでないというような事情を反映いたしまして、清算金だけでもらう場合がございまして、この清算金をもらう場合にも、他の取用等の場合と同様に、代替地を取得するならば譲渡所得がないように見よう、こういう規定を入れたのでございます。これが三十一條でございます。

います。これに伴いまして取用関係の条文に若干の技術的な当然の修正がございまして、この点は重要性が少ないので省略させていただきます。

その次は、第三十八條の三でございます。ただいま取用の事例を申し上げましたが、取用ではないか、自分意思によらない要素が相当入って参りますところの、土地の譲渡所得が発生する場合が最近多々あることが言われているのでございまして、まず第一は、三十八條の三の第一項の一号の事例でございまして、現在住宅公団が都市計画に基づきまして住宅団地を造成する場合に、土地取用の規定が働きます。御存じのように、取用は所有者の意思にかかわらず譲渡所得を実現せしめるという点から、あるいはまた公共政策の側面からの推進という見地から、代替資産を取得した場合に譲渡所得がないものと見て、その次に取得いたしました代替資産をその次の機会に譲渡した際に譲渡所得を実現したものと見ると、この考え方は、あるいは代替資産を取得しない場合には、いわゆる四分の一の課税をする、こういった特例が担保力を考慮いたしましてあるものでございまして、工場団地につきましてはその取用等の規定が働いておりません。そこで、一般的にはもちろん取用とは違つた要素はございすけれども、やはり市街地開発のために地方公共団体あるいは住宅公共団体が団地造成のために土地を買上げるような場合、この場合には公共的な面もございすし、大きく団地で買上げますと、その中に土地を持っている人は半ば強制的に買上げられるという面もあるかと思ひます。

ます。そこで、この公共用地の取得につきましての土地取用関係の整備につきましては、御存じのように、公共用地取得調査会におきまして種々の検討をなされておりますが、この点工場団地につきましての検討はなおその調査会の検討にゆだねるわけでございます。また、税法におきましてさしあたり取用等とのバランスをとりまして、代替資産を取得した場合に、その土地を買入れた人の譲渡所得を、その代替資産をその次の機会に売ったときに譲渡所得を実現したものと見よう、こういった考え方をとったのが第一でございます。

第二は、これは御案内のように、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律によりまして、首都圏の中におきまして、既成市街地におきましては、御存じのように作業場の新設増設を制限されておつて拡張がなかなかできません。そこで、拡張するためにやむを得ずその土地を売つて、ほかの土地に拡張できるところに引越して、いくといった場合も、やはりこれは社会的な理由からの、半ば強制的な土地の譲渡所得とも考えられる面があるものでございす。そこで、そういった要件に該当いたしますところの土地につきましては、やはり今と同様に譲渡所得の実現を次の機会に延ばす、出て行った引越した先の土地を売ったときに初めて譲渡所得の実現と見たい。市街地の譲渡所得はこの際は実現しない」と見る、こういう考え方をございす。

第三点は、中小企業振興資金助成法の関係でございますが、これも御存じのように、わが国の中小企業は大部分

いわゆる町工場から発展して参つたと言われております。だんだん町工場から発展いたしまして参りますと、都市計画の観点から見ても、あるいは商業地域、あるいは住宅地域にありまして弊害も参りますし、また中小企業の立場から見ても、拡張がなかなか思うようにいかぬ。そこで、中小企業が相寄りまして団地を作つて新天地を開いていくのではないかと、こういうことが最近言われるのでございす。そういった場合もやはり社会的な理由からの譲渡所得の実現と考えますと、これも同様な考え方をとつていいのではないかと申すのであります。

第四の機械工業振興臨時措置法、これも同じように中小企業の機械工業振興、しかも日本に輸出を増進するためにも最も大事な機械工業振興においても合理化促進のために種々の政策がとられておりますが、その中の一環として、新天地を求めるような土地の取得譲渡があるものでございす。その場合にも今申し上げましたと同様の考え方をとりまして、譲渡所得の実現をこの機会におきましてはしないものと見て、その次の機会まで譲渡所得は実現を待とうという考え方をとつたのが四号でございます。

以上が三十八條の三の趣旨でございます。三十八條の四、三十八條の五は、いづれもこれに伴いますところの技術的な手続関係の規定でございます。その次が第五款の海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例。三十八條の六でございます。海外移住もわが国の大きな政策の一つでございます。海外移住の移住と申しましても種々の移

住がございす。が、いわゆる計画移住につきまして今回特例を認めようとするものでございす。海外移住に出かける方々の大部分は、農民が非常に多いわけでございます。従いまして、農地を持てゐる場合が相当多い。従いまして、どうしても外国に行きまして農地を外国において取得する場合に、その取得資金の一環といたしまして、日本の農地を売つて参る場合が相当多いのでございす。その際の譲渡所得につきまして特例を認めよう、こういった趣旨でございます。譲渡所得全般的に種々の担保力を考慮いたしまして、これらを特別措置というのと自体問題もあるかと思ひますが、これにつきましては百万円を譲渡所得の中から控除いたしまして、その残りにつきましては、取用と同様に、いわゆる四分の一の課税を行なうという趣旨でございます。取用との担保力の相違は、取用の場合には代替資産の取得が日本国内で容易であるということ、代替資産を取得する場合に譲渡所得の実現が全く将来に延ばされまゝで、この面から有利な面がある。ところが、海外移住の場合にはやはり自分が売つて参らなければなりません。代替資産は国外でございすので、その規定も働かない、こういったような要素もございす。しかも、渡航費も向こうにおける営農資金も含めまして九十万円ばかり要する。こういうようなところに着目いたしまして、百万円を別途に控除する。海外移住の問題は三十二年ころの参議院の国会におきましてもすでに問題になった点でございす。が、最近だんだんと農地の譲渡といった事例がございすので、こういった

規定が時宜に適合するのではないか、か
ように思う次第でございます。

その次は四十五条の改正でございます
が、これは先ほど申しました低開発
地域の特別償却の規定で、法人に関
するものでございます。先ほど申し上げ
ましたのは個人に関するものでござい
ましたが、これは法人に関するもので
ございます。

五十二条の鉱工業技術研究組合に対
しますところの支出金の特別償却で
ございますが、先ほど申しましたのは個
人に関する規定でございましたが、五
十二条は法人に関する規定でございま
す。おの所得税法の特例、法人税
法の特例となっておりますので、この
ように規定するのが特例法の慣例で
ございます。

それから、六十四条の改正でござい
ますが、これも先ほど申し上げました
土地の整理事業におきまして土地の
清算金の取得の場合だけの特例でござ
います。

ずっと参りまして、六十五条の三、
四がございまして、これは市街地開発
等にかかる資産の買いかえの場合の課
税の特例で、先ほど個人の例について
申し上げましたが、同様に法人につ
きまして買いかえの規定を、市街地
開発の場合、首都圏の既成市街地にお
ける工業等の制限に関する場合、それ
から中小企業の団地造成の場合、機械
工業振興法に基づく場合、おの法の
人についても同様な買いかえ資産の特
例を設けよう、という趣旨でござ
います。

第七節、合併等の場合の課税の特
例。六十六条の二でございまして、こ
れは法人だけの特例でございまして、

先ほど申しました機械工業振興臨時措
置法におきましては、日本の機械工業
の多量生産をできる限り大量生産
の多量生産の態勢に持っていきたい
という趣旨をもつて作られておるよう
でございます。さらには、農業協同組
合の合併助成法で、基盤の弱い農業協
同組合におきましては合併を促進して
基盤を強化するという意味で、法律で
合併が助成される、こういうことにな
っております。さらには、漁業協同組
合につきましても、これはすでに
漁業協同組合整備促進法という法律に
なっております。さらには、四号に
ありますように、中央卸売市場法によ
りまして、中央卸売市場について合併
促進が行なわれておる。過当競争を排
除する意味におきまして合併が促進さ
れておりますが、これら法律に基づき
まして合併の促進が企図される際に、
税法がこれに對して障害的な要素
にならないように、この点を排除しよ
うというものが六十六条の二でござ
います。

趣旨は、御存じのように、資本金は
たとえ百万円、資産は土地を百万円
で帳簿価額をつけておいた法人が、一
番簡単な例であります。あるといた
します。ところが、だんだん土地が値
上がりまして千円になった。実際の
の時価は千円である、こういった法
人がどうかの法人に合併せよという
る。単純に合併いたしますと、千円
と百万円の差の九百万円は清算所得と
いたしまして課税されるのでございま
すから、合併されてもその土地を百万
円で合併法人が帳簿につけておきまし

て、先ほど来申し上げておりますよう
に、その合併法人がその土地を売った
ときに税金を取れるような整理をとる
ならば、合併の際の課税はやめよう。
合併自体を法律によって促進してお
るのであるから、法律によって促進し
たものを無理に税金を課するものかとい
うことで、合併法人がその資産を売
たときに税金を取ろう。こういうふう
にいわば、圧縮記帳と私どもは言っ
ておりますが、そういうような技術的な
方法によりまして合併促進に対する政
策を税制面から妨害しないようにしよ
うというのが六十六条の二でございま
す。

六十六条の三は、そのために積立金
に對しますところの二〇%の課税を見
合わせようというのが六十六条の三で
ございます。これはやはり圧縮記帳をす
るためと、もう一つはやはり合併の機
会に税を取らない、合併なかりし状態
にして、そのまま減価償却におきまし
ても、減価償却した資産につきまして
は、帳簿価額におきましても通
つてきせよという趣旨ならば、積立
金を一応免税にしておかなければ技術
的になかなか困難な面もございする
ので、そういうふうな趣旨から積立金分
の二〇%の清算所得税を課さないよう
にしよというものが六十六条の三で
ございます。

六十六条の四は、そのための、その
結果といたしまして、被合併法人の株
主側のいわばみなし配当に對します配
当控除の規定でございまして、技術的
になりますので省略させていただきます。

次は六十六条の五でございまして、わ
が税法におきまして、商法にもそう

五

いった措置が有力かと聞いております
が、合併に對する考え方は、いわゆる
現物出資と申しております。資本充
實の見地から、被合併法人の欠損は合併
の際には引き継がれないという考え方
をとっております。いわば完全に清算
いたしました純資産だけを出資するとい
う考え方をとっておりますが、事業
協同組合、漁業協同組合につきまし
ては、過去におきまして赤字の引き継
ぎを認めた事例が再建整備法その他に
ございまして、この伝統を尊重いた
しまして、農業協同組合及び漁業協同
組合につきましては欠損金の引き継ぎ
を認める。まさしく合併なかりし状態
の欠損金の引き継ぎを認めようという
のが六十六条の五でございまして。

六十六条の六は、これは特定機械工
業を営む法人の共同化の促進のための
税制上の措置でございます。先ほど
申しましたように、機械工業は多種少
量生産でございますが、これをできる
限り共同化して専門的な生産を助長す
るという趣旨から、共同化がや
はり機械工業振興臨時措置法によつて
促進されることになっておりますが、
これに應じて、先ほど買いかえ資
産の特例で申しましたような思想をこ
れに盛り込んだらどうか。現在
帳簿価額百万円の機械を出資いたしま
す。ところが、時価は千円であつたと
いたします。従いまして、共同化とな
りますと、向こうからその機械の出資
に對しまして株式が来るのでございま
すが、帳簿価額は百万円とはいへ、時
価は千円に下つておりますから、株
式といましては千円円の株式にな
ります。そうなりますと、その機械は
譲渡所得が実現されたとなさるまし

て、本来ならば九百万円の譲渡所得に
對しまして法人税が課税になるので
ございますが、共同化促進の政策的意味
合いから、その株式を百万円で帳簿に
つけたならば、その出資者について九
百万円を損金に算入する。従いまし
て、その株式を次の機会に売ったとき
に初めて取る。機械は株式に化体しま
して、百万円の帳簿価額でそのま
まついておるといふふうに見たらどうか
という、きわめて技術的ないわゆる圧縮
記帳の方法でございまして、これによ
りまして特定機械工業の共同化の要請
にこたえたらどうか、という趣旨で
ございます。

二項以下は、それらの際の抜け穴が
できないような種々の技術的な抜け穴
封じの規定であります。技術的にわた
りますので省略させていただきます。
その次は、六十六条の七でございま
す。これは鉱工業技術研究組合自体の
所得計算の特例であります。鉱工業
技術研究組合は、出資のない、しかも
また配当のない法人でございまして、
この法人の性格をどう見るかはなか
かむずかしい問題でございまして、少
なくとも現行税法の規定では、賦課金
を受け入れて、それで資産を取得
いたしますと、それは益金になりまし
て、課税になる場合が出て参ります。
試験研究の目的のために賦課金を徴収
し、それによって試験研究用の固定資
産を取得したときに課税されること自
体問題でありますので、これも先ほど
から申し上げておりますように、いわ
ゆる圧縮記帳の方法によりまして、百
万円賦課金を課しまして、その百万円
で機械を取得した際に、鉱工業技術研
究組合は百万円を二円につけて益

三

三

三

金と見ないという方法で対処したらどうかという特例でございませう。

その次は、六十六条の八でございませう。これは「硫安製造者の売掛金の損金算入による欠損金の処理の特例」となっておりますが、内容は二つばかりでございませう。一つは、硫安製造メーカーが会社計算におきまして売掛金を資産に計上して、日本硫安輸出株式会社に対する売掛金を資産に計上してありまして、税務計算におきましては損金と見ようという特例でございませう。これが第一点。第二点は、さらにまた四月一日以後の硫安輸出株式会社に対しまして売掛金も同様に見るわけにございませうが、これによつて生じたところの欠損金は、法人税法の原則によりまして、繰り越しは五年でございませう。これを十年に見ようという、こういう特例であります。六十六条の八は大体二つの特例からなっております。

もあるかと思ひます。しかしながら、だんだんと輸出競争が激化しまして、硫安の輸出価格は四十ドル前後になりますと、そういった不良債権部分の回収ということがだんだん最近明らかになつたわけにございませう。そこで、そういった架空利益は、税法上資産に計上しておきまして、貸し倒れ準備金の計算に關しましては種々の弊害も出て参ります。そこで、この機会におきまして税法上だけは一ぺんに損金に見ようというのがこの趣旨でございませう。

この趣旨は、言うまでもなく、肥料二法によりまして、硫安メーカーは硫安を輸出します際には、硫安輸出会社に対しまして国内価格と同様な価格で硫安を売る。しかしながら、硫安輸出会社はそれをはるかに下回る値段で輸出せざるを得ない。いわば初めから欠損の出ることを、売掛金の回収がでないようなことを予定しましたところの売掛金でございませう。これはやはり架空利益と見てもいいのであります。この架空利益と見られるものを会社計算上いたしまして、税法では損金に算入しておるのであります。もちろん会社もおそらく当初におきましては、回収は将来できるのではなからうかという意圖があつて計上した場合

そこで、そういうふうな一度に損金で見ますと、架空利益といへども会社で種々の無理が生じます。会社は今までこれを一つの資産と考えて配当とか種々の政策を考えておつたわけにございませうが、この面あまりに、税法によりまして損金算入したときに直ちに追隨していくこともできない。しかも巨額の百数十億の、百十五億の売掛金を落とすとなると、五年の普通の欠損の繰り越し期間の償却ではとてもその損失を防ぐこともできない。しかし、その税法上で損金に落とすこと自体会社社の責任でもない、やはり肥料二法によりまして、この肥料政策の責任が多分にあるということになります。普通の欠損の繰り越しの五年では不十分ではなからうかというのでございませう。そこでこれを十年にしよう。これが硫安製造者の売掛金の損金算入による欠損金の処理の特例に關する内容でございませう。

特例でございませう。過剰入植地におきまして開拓者がとてもやり切れないというわけで離農いたしました。残つた者が土地を買つて初めてその開拓地に健全な経営の基礎ができるといった場合、本来なら、初めから国の造成した開墾地を個人農民が取得いたしました、保存登記は千分の六で済んだ。ところが、一たん個人に帰属いたしました。離農する者から取得いたしました。現行の登録税法では普通の取得の登記になりまして百分の五になる。十倍の差があるということになります。で、ここでは初めから個人が取得したものだといふような考え方がとれないであらうか。そこで、今申しましたように、開拓者の離農に伴う所有権の移転の場合には、初めから国あるいは地方公共団体から取得したものとしたらして、保存登記並みの千分の六の税率にしよう、こういう趣旨でございませう。

あるいは承認によるような場合には千分の一・五という税率を千分の一にしよう、こういった趣旨でございませう。三号、四号はおのおの不動態、船舶等に対しましては千分の五の登録税のやうに軽減でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

い、政府の増資分は取らないということですが、石油資源だけは過去におきまして設立の日以後五年以内に行なわれる場合に限りというふうな限定がついてございまして、これもやはり日本航空、電源開発とバランスをとつてみますと、どうも合理的ではないといふふうに考えられますので、この五年の期限をはずしたのでございませう。

その次は鉱業権の設定の場合、これも経過的な意味におきまして、鉱業政策の見地から、五年以内に取得されるものにつきましては免税となつておりましたが、なお石油または天然ガスに對しましては、育成の見地からなお三年間だけ免税しよう、こういう特例でございませう。

なお、以下は附則でございませうが、これはもうこの法律は昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、鉱工業技術研究組合の規定だけ鉱工業技術研究組合の施行の日から施行する、こういうふうになつておるのでございませう。

以上、長くなりましたが、第二次の租税特別措置法の一部を改正する法律案の内容の概要でございませう。

その次は、第八十三条は、石油資源開発株式会社登記の免税でございませうが、これは民間出資まで免税する趣旨ではございませう。石油資源開発株式会社のみならず、日本航空、電源開発株式会社、いづれも株式会社ではございませうが、政府出資が相当ございませう。この政府出資部分に対しては登録税を課さないという特例があるのでございませう。これを特例といふかどうか、むしろ政府の出資に対して税を取ること自体、再びまた税に舞ひ戻す危険もございませうので、特例といふかどうか疑問でございませうが、今まで租税特別措置法ではこういった考え方をとつておられます。その政府の出資分は取らない

その次は、第七十七條の二でございませう。これはいわゆる不振開墾地とかあるいは過剰入植地といつておられます。過剰入植地に對しては登録税の

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

その次は、第八十一条の二でございませうが、農業協同組合につきましては、すでに設立の登記が軽減されております。合併の場合も、もちろん合併登記の軽減と申しますか、非課税となつております。これは協同組合の育成から出ておると思ひますが、不動産の取得の場合には、やはり普通の登録税が課せられることになっております。が、この合併の際にも、協同組合の特殊性を考慮いたしまして、農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記につきましては、合併助成法によりまして、この合併奨励期間中に取得したものに限りまして登録税を免除いたそう、こういう趣旨でございませう。

○委員長(大竹平八郎君) 速記ついで、速記中止

律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案(第一次分)、物品税法等の一部を改正する法律案、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

水田大蔵大臣に対し質疑のある方は御発言願います。

なお、政府側よりは水田大蔵大臣、田中大蔵政務次官、村山主税局長、塩崎税制一課長、志場税制二課長、建設省より前田道路局長が見えております。

○天坊裕彦君 揮発油税法に関連して大臣に少し伺いたいと思うわけでありますが、ほとんど毎年々々揮発油税法が提案されて、増税に増税、またかまたかという格好でございまして、問題はほとんど出尽くしておいて、蒸し返しになるという格好でございまして、なるべく蒸し返しにならないようにしながらお伺いしたいと思っております。

この蒸し返しになって、またかまたかと出てくるところが私は問題だと思っております。今度の税法の改正によりまして、揮発油税が昔の昭和二十九年一万三千円であったものが、今度の改正で二万六千円ということになるわけですね。倍以上になる、ほとんど倍になるわけですね。昭和三十年ごろに揮発油税の全体の収入が大体三百二十、三十億といわれておったものが、今度の増税で千三百五十億、四倍強という格好になるわけですね。一方いろいろ日本の税が高いということで、減税の措置がずっと続けられて参っておるわけですね。税制調査会の報告等を見ますと、直接税におきましては七千二百億近くの減税をやった、間接税におきましては七百億近くは減税をやったということが書いてある。そういう中でこのガソリン税というか揮発油税だけが、とにかく片方でこれが目的税だということだけの理由で、しかも税制調査会ではないと税体系というものは今調査中、全体を根本的に、特に間接税については根本的に検討したい、こう言われておる中で、その検討の中に加えられるわけで、とにかく目的税だからというので四倍以上の税金を取ることになるわけですね。五億や十億が二十億、三十億になるのと違って、三百億の税が千三百五十億と四倍になるのです。非常に私は、何というか、まだ負担力があるんだ、ないんだという言い方だけでは済まされない、こう思うのです。その点はどういうふうにお考えになるのか、どうですか。

【委員長退席、理事上林忠次君着席】

○國務大臣(水田三喜男君) 道路計画の最初からの立て方の問題でございまして、私どもは、将来の道路をよくするために、今の道路受益者である車にこの税をみな負担させるということはどうか。やはり道路がよくなるに従って、将来受益者がたくさんふえていくんですから、将来の受益者にも順を追って負担をさせていくのがいいんじゃないかという考え方を実は持っております。従ってガソリン税というものはやはり順を追って上げていっていいかと、一度に上げるというものはどうかという問題で十分検討しました。結局五カ年間に一兆八千億ぐらいの計画で出資するのなら、そうしなくても済むということでは計画を立てましたが、しかし、現実の事態はそうのんきなことを許さない。今の交通事情か

ら見て急速にこの道路整備はやらなければならぬ。将来の問題じゃなく、この四、五年の間に思い切った計画の強化をやらなければ事態に対処できないという意見が非常に強くなりました。ために、やむを得ずそれなら目的税のガソリン税を上げる以外には方法がないというところに落ちついたわけでございします。

その場合、今度のような改正の、上げる余裕があるかどうかの検討もいたしました。が、国際価格から見てもガソリン税の増徴の余裕というものはある。日本のガソリンは国際的に見てまだ安いというふうなことから、この際一五%程度の値上げはやむを得ない、これによって二兆一千億円の計画を達成するというのが現実に対処し得る道だということ、当初私もあんなのお考えになったようなことから出発して低目の計画でございしましたが、結局計画自体を直さざるを得ないということになったために、この目的税であるガソリン税の増徴によって財源を確保すると同時に、ガソリン税によってもなお必要とされる二兆一千億円の計画の達成には財源的な穴が八百六十億ですか、これだけ計画じゃあきまるので、これは一般会計から負担するという方針でこの計画を決定したわけでございまして、一般会計が持つ分と、ガソリン税の増徴分、これによって今後の道路計画を立てたと、こういういきさつでございします。私は道路対策は必要であるという以上はガソリン税の増徴もこれはもうやむを得なかったことと思っております。

○天坊裕彦君 とにかく大臣のお気持の中には、やや無理だと。やむを得な

かったのだと、こうおっしゃっている意味は、逆にいえば相当無理もあるのだというふうな意味もあるというふうな理解するわけであります。全く道路整備というものが緊急な必要問題であるということから、すぐにこれが目的税だと、これが完全に目的税であるかどうかは疑問があると思うのですが、それに大きくかぶさっていることは事実なんです。これはやむを得なかったと言われればそれまででありましたけれども、やはり税全体の公平問題が残っております。もし上がらなければ、それだけガソリン、揮発油を使う人たちがらえば、利益があるわけなんです。それがその分だけかぶってくる。しかも、今お話しのように、将来ずっと大きく受益者が出てきて、その人たちにその利益分をかぶせてもいいのを、現在の利用者に全部かぶせてしまふ、こういう行き方に無理があることは事実だと思っております。

私自身も、道路の整備が緊急必要だということに全く賛成でありまして、決して今の二兆一千億が多過ぎるんじゃないことは思っております。もう一つやめた方がいいじゃないかと考えるわけではあります。しかし、この今までの五カ年計画でやっておられた四年目に、また新五カ年計画に切りかえられるわけなんです。移り変わりの時期にどれだけ道路に使っていくのかが、今までの計画と比べてどの程度使っていくのが大体妥当であるかというところは、五カ年間に二兆一千億要るか要らぬかという問題とは別に、初年度はどの程度がいいかということも別に考えられるわけです。そこで、私は実は大臣の御出席の前にいろいろ建

設省の方々にもお伺いしたいと思っておったわけですが、その時間がなかったわけですが、一体五カ年計画の年度割り配分というものは、二兆一千億の年度割りの配分というものはおきまりになっておるものでありますかどうか。

○國務大臣(水田三喜男君) まだ初年度の、今年度の予算をきめただけで、年次割りの計画は立てておりません。○天坊裕彦君 どうも非公式に聞いてみたところでも、まだ年度割りの計画がないようなのでありますが、そういう意味からいうと、なおさらこの初年度の道路整備の金が今のところの初年度の道路整備の金かどうかという点は疑問になると思うのであります。しかも一方で、御承知の通り、各種の道路整備計画というものの進捗は必ずしも四カ年過ぎただけきつちりいっているということも言えない実情であるわけではあります。それがとにかく今年一挙にして五割程度の増になる。普通の経費で一ぺんに五割ふえるということはないかな大へんなことなので、これだけできるかどうかという点が一問題がある。

しかも、片方で税の自然増というのは相当の伸びを示している。せんだっていただきました二月末の租税の徴収の実績調べというものを見まして、二月末でガソリン税は第二次補正の九百五十一億に対して九百四十五億と、九九・三%というふうになってい

るわけなんです。ですから、一カ月分はまるまる、おそらく百億近くはふえてしまふという格好になるわけなのであります。それに見合っ将来年度は私はもっと伸びるのではないかと考える

ので、そこら辺の伸びから見ますと、しかも片方での道路整備の金が初年度においては五割増しなんというのを考えなければ、まあまあ自然な姿の格好で三割増しとかいう程度のものでやっていける姿になる。そうしてだんだん五カ年計画の中ほどにいくほど仕事之急びに伸びていくという格好でやっても、二兆一千億の計画の達成は十分にできると思っております。

しかも、もう一つの問題は、今年この国会でガソリン税を値上げなさるといふことは、一方でいかに道路整備が必要だといふお話はよくわかりますけれども、選挙のあとで、選挙の最終に結局道路整備が必要だといふことをおっしゃって、同時に、片方で減税々々と、こうおっしゃっておられた。

道路整備がすぐその部分だけ増税に続くといふことは、必ずしも皆知つていたわけではない。道路整備であれば、目的税であるかもしれない、ガソリン税は上がるということは一応考えておりましたけれども、同時に一方で抜け道が逆にあつて、一般財源からも金を出すのだ、今度は大きく出すんだ、こういう声と一緒に、揮発油税が、選挙のすぐあとでこういう格好になつて出てくるとは、国民の皆も考えていなかったことだと思ふ。そういう点からいふと、事務的な面は別として、いやしくも政治的な面としては今年はやるべきではなかつたんじゃないかと私は思ふのです。これは今から言つたつてどうにもなりませんけれども、その点は先ほどのお話のように、大蔵大臣は初めのお考えで、この国会は税金なしで、増税なしでやつた方がいいんだというようにお考えになつておつたこと

は、政治家として私は非常に宣伝の方の線に負けないでやつておられた。しかし、おしまひにはどうとう負けられたといふことになるわけなんです。その点は大臣の前の気持の方が私は政治的なあり方としては正しいと思ふのですが、この点の御所見を伺いたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 五カ年一兆八千億円の計画でしたら、私は、ガソリン税を増徴する場合には、二年度、三年度にわたつてやつても財政的に心配ないという考えでございまして、二兆一千億円の計画といふことに変更になりますといふと、この初年度を非常に低く出しましたら、この五カ年の後の年度の財政需要の増大といふことは非常に大きいものでございまして、それを見過しますといふと、二兆一千億円の計画といふことが決定した以上は、初年度から少なくとも本年度盛つた程度の予算をもつて出さなければならぬ、かといふと思ひますので、従つてこの金額の計画が変更された以上は、本年度から踏み切るよりほかに私どもとしては方法がなかつたといふことでござい

ます。

○天坊裕彦君 道路の整備が、とにかく五カ年でもすぐ過ぎてしまふと思ひます。そうしてまた、一方あの五カ年計画が従来の一般国道整備とかいう格好だけでいってありますから、さらに新しい問題が起つて、もっと大きな金が必要といふことは私は目の前に見えていふと思ひます。そうした場合に、今度は道路整備といつたらこれは増税だといふことになるわけであり

ます。そういうことで道路整備をやると、増税をやるのだといふ話になれば、私は新しい道路整備が将来必要

なときに非常にじやまになる、こう思ふわけなんです。その点で今大臣は、基本的には道路の将来の受益者にも持たせるといふ考え方も持つておつたといふお話がございましたが、私はその考え方を捨てないで、やはり今後その問題とまづ正面に取組んでいただきたいと思ひますが、大臣はその問題どうお考えになりますか、道路公債の問題。

○国務大臣(水田三喜男君) 道路公債の問題がいろいろ出ておりますが、今の二兆一千億円の計画といふものそれ自体は、もういわば道路公債的な考えを織り込んでおるものでございまして、従つて、公債がする部門をこの計画の中で五年間に四千五百億圓と一応きめて、その四千五百億圓といふものは、もつぱら、ガソリン税となく、民間の資金、政府資金といふようなものを当てにしてやるというふうな構想でございまして、この部分で相当公債的な考えを取り入れた計画でござい

ますので、一般の公社債の消化といふようなものと比較して、やはり道路公債の持つ公債的なものの消化限度といふものもございまして、そこを考へますと、五年間四千五百億圓の公債の計画といふものも大体、私は財政的に見たら、金融界の情勢から見たら、そこらがやはり限度ではないかと考へておりますので、限度一ぱい公債的な考へを取り入れていふといふふうに私も思つておる次第でござい

ます。

幅を広げることも一つあわせて将来お考えを願ひたいと思ふわけであり

ます。あるいはさらに、直接に、道路特別会計といふようなものからの直接な道路公債といふものにまで発展するよ

うなことも御研究願ひたいと思ふわけ

でございます。

ところで、先ほど揮発油税につきまして、負担力の問題として日本の揮発油税が外国に比べて安いといふお話があつたわけでありまして、なかなか国際的な値段を、なまの値段といひますか、パーセンテージといひますか、比較して高いとか安いとかいふことは必ずしも簡単に言えない、いつの年もそういうことが、揮発油税を上げる

ときの理由にそういうことを書いてお出しになつてゐるのですけれども、どうも私はその点つきりして日本の税金が安いとはいへない切れないのであります。その点もう少し詳しく、事務当局でけつこうですが御説明願ひたい。

○政府委員(村山道雄君) もちろん、外国に比べて、ガソリン税がどの程度余裕があるかと比較する場合に

は、単純には参らぬと思ひます。しかし、一応の、各般の角度から検討しな

置いてながめておるわけであり

ます。そういうものから見ますと、だ

いふ今度は国際価格に近づいて、まだ若干余裕はある。それから国民所得に

対する揮発油税の比率から申しまして、まあ若干余裕がある、こういうう

感觸の問題でございますが、若干の余裕はあるのじゃないか、こういう判断をしていくわけでありませう。単純にある機械的な一つの尺度をもって必ずしも判断しているわけではございませう。

○天坊裕彦君 非常にあれやこれやとおっしゃって、その点ごもともなんですけれども、まあまあ妥協だと言われているのですけれども、私はそう簡単にもいかぬと思うのです。ことに、今のお話のように、国際的な商品だからということも私はよくわからないのですが、結局たとえば割合で、国民所得と税の割合という言い方をしてみても、それで比較してみた場合にでも、そういう割合を比較した場合でも、揮発油税の問題じゃない、とにかく国民の税負担の割合というように、これが各国において比較されて、日本はとにかく二〇%だとか何とか言っておいて、ここで日本が安いのだとすぐ言えるのかという点についてもはつきり、いろいろな税制調査会のお話の中にも簡単に言えないと書いてある。ですから、私は必ずしも簡単にそう言えないと思うのです。しかし、今のお話で、今度さらに上がって、なおかつ、それでもまだ今のお話の国際的な比較とか何とかという要素を加味して、日本の税はまだ安いとお考えになるかどうか、お伺いしたいと思いま

す。

○政府委員(村山達雄君) 率直な感じでございますが、揮発油税はなお若干余裕はあるのじゃないか。軽油引取税は、その点はまだいぶ余裕があるのじゃないか、率直に申しましてそういう感じがするわけでありませう。

○天坊裕彦君 私は、むしろ数字で教え願いたいと思ひますけれども、大臣に対する質問はあとからほかの、税法に關してはかの方々からも御質問があるそうですから、そういう点には触れないのでありますが、将来まだ余裕があるというお話になると、これはまだ道路の整備が必要だという問題とか、またまた揮発油税増税、軽油引取税増税の問題が先にちらつてくることになるわけですね。毎回の法律が出したときには、その点が問題になつて、この次はやりませうかという質問に対しては、決してやるとはおっしゃらないのですけれども、今のお話のように、余裕がある、まだ取れるというふうなお話から見ると、どうもその次のまた増税というのはいさぐお考えになることになりませうかどうか、一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) これはおそろく、税金は安ければ安いほど、それに越したことはないと思ひますし、必要もないのに増税することはないと思ひますが、そういうときに、道路のほかに経済効果を考へて、歳出面である程度の規模が必要だということにかりになつた場合に、それをどういう財源でまかなうかという問題としては、いろいろな考へ方があると思ひます。その際に、かりに税でもってそういう総合政策の一環としてある程度割り振りをせざるを得ない、受け持たざるを得ないという場合に、おのづから税においては、ただいま申しましたような角

度から、限度があるのじゃないか。そういう総合的な意味における限度で考へて、ただいまの小売価格の絶対額、そ

の中に占める比率、それから税抜き価格をずっと各国比較してみますと、すでに申しましたような点が一応言えるのじゃないか。しかし、そうかといつて、それならその次の機会にすぐ増税をやるのか、また揮発油税に財源を求めるのかと、こう言われまして、それらの関連事項を総合的に検討しないとなかなか申し上げられないのじゃないか、かように考へております。

○天坊裕彦君 今のお話は、私は大臣からもお答え願ひたいと思ひますのであります。しかし、その点、大臣に申し上げまして、すぐやるともおっしゃらないと思ひますが、その前に、今の負担力の問題とからんで、これだけ大きな税金なんです、實際問題として、それを、今のお話のように、負担力があるうがなかるうが、とにかく安い方がいいにきまつてゐるのですが、ほかの税が下がるときにこれだけ上がるのだという、こういう話がそのままでも通用するとは私は絶対に考へられな

い。しかも、その大きな税についての取り上げ方が、今のお話のように、道路整備に金が要るんだから、目的税のこれがひとりでに上がるのだ、これはやむを得ないことだというふうな非常にアプロオリな考へ方になつてゐるという気がするのですが、それにしても、私はもう少し慎重に考へてもらわなければ困ると思ひます。

一体、揮発油税に限らず、自動車関係のガソリン税に關する問題ですが、私は、ほんとうは自動車というものを使つてゐる一般の中小企業全体の問題が一つあると思ひます。そういうところが自動車にどの程度依存したり、どういふふうに使つてゐるかという統

計は、なかなかこれは得られない。しかし、車両は相当大きなものである。しかし、その中で、自動車を使つて、それを商売にしている自動車の交通事業者というもののについては、調べようと思へばある程度調べがつくと思ひます。

その交通事業者の公租公課というものは、これは正式に大蔵省にもそういうものをお調べになつた材料があるかないかは私は知らないのですが、あるいは運輸省等でもそういう材料があるかないか、一般産業の諸会社が背負つてゐる公租公課というふうなものと比較して、自動車関係の交通事業者が負担してゐるそういう公租公課というものは、何かお調べになつた材料があるかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(村山達雄君) 特に、すべての国税、地方税を通じて、業種別に調べたものはございませう。ただ、考へられますことは、自動車運輸業者については特異の税として考へられますものは、今おっしゃいました揮発油税あるいは軽油引取税、それから自動車税はありますが、御案内のように、たしか自動車には固定資産税はかつておりません。従ひまして、これは固定資産税の身がわりとして考へれば、若干の技術的な問題はございませうが、大体バランスはとれてゐる。そうだとすれば、その業態に關する特殊な税というものは、揮発油税あるいは軽油引取税に尽きるだらうと思ひます。

その観点で、今度の増税が運賃に対してどれくらいな比率になつてゐるか、こういうことは調べてございませう。それによりますと、今度の増税によりまして、揮発油税の方では大体運賃に対する比率が一・六%、それから

軽油引取税が〇・八%、この程度のものに当たつておるといふことでございませう。

○天坊裕彦君 私が伺ひたいした意味は、必ずしも今の御答弁のような線ではなくて、つまり営業収入に対して諸会社が負つてゐる負担、諸税の割合、こういうふうなものを、これはオーストリヤがあるかないかわからないのですが、私どものところで調べたものを見ますと、交通事業者が負担してゐる公租公課の額が非常に高いのです。それはあなたの方からおっしゃれば、今の揮発油税みたいなものは通り抜けたいになつてしまふから、そのところで計算するのがいいかどうかという問題があるかもしれない。が、私は高いような気がするのです。これは私だけの材料で申し上げましても議論が尽きないと思ひますから、申し上げませんが、とにかく一千何百億という税金を取るようになってきたのですから、諸産業一般という突込みの格好でなくて、その揮発油税の対象になる、あるいはそれを大きく負担する者についての調べがつかつただけでも、これから相当材料をかかえて絶えず調査するという態勢をとつてもらひたい。

これはむしろ酒税に次ぐ税金になると思ひます。酒税に対しては、非常に嚴重ないろいろな材料があるわけですが、私は非常にその材料が不足であるといふうに思ひます。それが一つ。

それから、もう一つ、今お話しになりましたように、自動車に關する税金というものは、いろいろな種類があり過ぎる。これをもう少しわかりやすくできないものか。地方道路税にいたしましても、最近あゝいふうに分けた

のですけれども、軽油引取税との関係の問題もございまして、それからあるいは今のお話の地方税の自動車税との問題もありまして、数が多いにも多過ぎる。何かもう少し簡明にしたいだけないかと考える。ことに自動車税などの中で、今のお話のように固定資産税の考え方でおやりになるということ、私は非常にけっこうだと思ふのですが、その中でも、片方でこの揮発油税の道路施設負担という性格のものを出しながら、やはりその分を残して、ある特定の営業トラックというようなものについては税をふやすというような考え方が、非常に私は混淆しておると思うのですが、あれもこれもでこぼこしているのじゃよくない。もう少しすっきりしてもらいたいと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(村山雄雄君) ただいまの前段の御質問に対する直接の答えになるかどうかはわかりませんが、売り上げに対する純益率、これは要するに公租公課は全部引いたものでございす。そういうものとして運輸業とその他の全産業の比較をとってみますと、運輸業の方が若干高いように出ております。ただこれは、運輸業と申ししても、バス、トラック、タクシーその他いろいろございまして、いろんな問題があると思ひますが、全般の傾向としては、そういうことが言えるのではないかと。なお、業種別に個々の公租公課を積み上げて、その状況を分析するということは今後努めて参りたい、かように考えております。

また、後段の方の、非常に税の種類が多くて、いたずらに複雑ではないか、むしろ簡単にすべきではないかと

いう考え方でございしますが、これはいろいろの見地から、現行の制度ができて上がつておるような次第でございまして、その間地方税として適当なもの、あるいは国税として適当なものといふものがおのずからございまして、それから、税源配分の一つの考え方として、従来はおっしゃるようになつて、円を一本とおつたわけですが、それが一万一千円と二万円に分かれていふ。これは結局、道路税と税として地方に交付するその交付の仕方も、道路の面積に応じてやるといふ、いわば財政調整的な見地が相当含まれております。そういう見地から再検討を要するといふものの、現行はそういう建前で一応できておる。

それから、固定資産税をかけるので自動車税という形でかけることがいふかどうか。全体の負担で見ますと、ほとんど同じようでございます。どちらがより実際の所有者の負担に適合しているかどうかという点は、議論の多いところだと思ひますが、われわれ常識的に考えまして、今の制度は、なるほど見る方からいふと複雑でございすが、その持つてゐる人の負担力に即応するといふ面からいへば、一つの考え方ではないかと。

それから、営業トラックと自家用自動車のパランスの問題でございすが、これは従来区別しておつたのが、はたして理由があるのかないのか。特に地方税のような色彩的な色合いの多いものから申しますと、その道路に対する損傷分その他を考慮して、税の理論としても、それは自動車税のようなものについて従来区別しておつたのがむしろおかしかつたのではないかと。

た、税率の高さについてはそれぞれ御関心があるかと思ひますが、税率の区分という問題についてはさうに考へております。

○天坊裕彦君 今のお答えの中で、運輸関係、運輸業者にいふもので調べれば余裕があるというお話については、いつか議論したことがありますが、あの運輸業という調査の中心は、電鉄会社とか、日本通運とか、でかいやつばかりです。大体自動車事業者はそんなに大きなものは数えるほどしかなくて、そでない方が大部分です。この点は今申しません。

しかし、大臣にお伺いをしたいのですが、結局さういふふうな非常に複雑な関係で、完全に調べるという事は非常にむづかしいのですけれども、私はこのガソリン税は非常に大きな額に上つておるといふこと、しかもほかの方は減税々々と言つておるのに、この方はどうしても増税という方向をたどつておられますから、その点について一つ資料を十分に取れるだけ取るといふ態勢をとつていただきたいということが一つ。

それから、税制調査会あたりの御検討も、私は非常に初めから道路整備計画でこれくらいというワケができて、それに見合うというか、一般財源の入つてくる話は陰に隠れてしまつて、この揮発油税だけが問題になつて、議題に提供されるという事で、税制調査会に提起される方自身に私は非常に無理があつて、それに対する答は私からいへばはなはだおどろきのものになつてゐるのじゃないかというふうになつておるわけですが、衆議院の委員会では中山先生が参考人でおいでになつて、

やはり揮発油税の問題についてとにかく十分検討したと言つておられない。不十分だといふことを認めておられるけれども、一応ほかの部分との割合とか、まあ影響するところはさう多くもないというふうなことで、結局目的税に關連してということでお茶を濁しておられるような感じがしますが、税制調査会での検討の仕方私は考へていただきたい。特に、これだけ大きな税で、関連するところは非常に幅が広いのですが、さういふふうな調査の問題についての理解のある調査会のメンバーが一体おられるかどうかという点も非常に私は疑問に思ひます。そうした点も、ほかの税はだんだん下がつていくけれども、これだけは上つていく。三百三十億が千三百五十億、四倍にふえていくというふうな税金ですか、その点についてのさういふ配慮をぜひ一つ、これは大臣にお願いしておきたいと思ひますが、大臣一つ……。

○国務大臣(水田三喜男君) それは御要望の通りだと思います。

○天坊裕彦君 ほかにも御質問があるさうですから、一応大臣に御質問するのはこの程度にしておきます。

○成瀬幡治君 簡単に一つお尋ねしますが、バスの運賃は一体どうなつてゐる。国務大臣としてお答えを願ひたい。認めますが、認めませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) 政府の認可を要するような料金の値上げというものは当然認めないというふうな、政府の方針をきめております。

○成瀬幡治君 当分ということには非常にこだわるわけですね。今度ガソリン税を値上げしたら運賃にはね返るかどうかといふことは、十分検討するだ

らうと思ふ。従つて、今年度、予算年度です、予算年度中はね返らない。運賃はそれはほかの理由もあるだらうとおっしゃるけれども、まあ大体ベース改訂はどのくらいになるのかなとかいふことは、あなたの方がおおよその見通しも持つてゐると思ふのですが、さういふものは織り込み済みで、運賃に対してはどういう見解を持つてゐるか。当分の間上げないといふのはどういふことですか。

〔理事上林忠次君退席、委員長着席〕

○国務大臣(水田三喜男君) 今主税局長からお答えいたしましたように、全部このガソリン税の値上げが、この料金その他にかりにはね返るといふものとすれば、一・六%か一・七%程度のものだといふことにならうと思ひますが、この計算通りにはいきませんで、実際の状況を見ますといふと、たとえばバス業者というふうな大きな業者については、ガソリン業者の方が特定の値段で契約するとかいろいろなことを行なつておりますし、過去ガソリン税を上げたときも、さういふことではほとんど吸収されてゐるというふうな事情もございまして、今回も、特に今ガソリンの値下がり傾向のときに、競争の激しいときでございまして、この計算通りの一・六%の響きも実際は私どもはないと見ておりますので、さう直ちに運賃料金の値上げには、これは緩かないものだといふふうな私どもは一応考へを持つておりますので、従つて、運輸省の行政としましては、ほかの理由で特に料金が不均衡で、許可するといふようなものが、あるいはあ

るかもしれないが、しかし、このガソリンの値上げによるための料金の値上がりというものは大体ないという見通しから出たものでございすので、それを理由にした値上げというものを許可するということはおそらく運輸省ではないと思ひますし、政府の方針も大体そういう方針をとつておる次第でございす。

○成瀬藩治君 まあ立場をかえていえば、そういうことになると思ひますが、たとえば運賃を値上げしない、物価の値上がりムードがあるから運賃をやらぬということ、新聞に出されまうでございす、また国鉄の運賃が上がつたというように、大体あまり当てにならないのですか、だるうと思ひますけれども、前に上げたとき、あるいは三十二年、三十四年でやつたときには、私もすっかりした記憶はございせんけれども、あれはバス会社に対するところの課税がたしか収益課税に変わったというところも、運賃値上げにならない一つの大きな理由だと思ひますが、ところが、今度はそういう措置がないように思ひます。従つて、運賃が値上げされるのがあたりまえじゃないか。響いてくるのは当然の結果だと考へてゐる。従つて、当分の間やらないとおっしゃるのは、たとえば国会が終わるときとか、あるいは何かのときというふうな時期をお考えになつてゐるような気がしてならないのです。だから、もう少し、上げないならどういふ理由で上げない。上げる理由はないのだ。じゃ、その理由と申しますか、その説明を承りたい。あるいは上げるといふことに

なれば、また話は簡単ですが。○政府委員(村山達雄君) 今、三十二年当時あるいは三十四年当時、五千三百円あるいは四千四百円増税したわけですが、それがほとんど響かない、運賃値上げにならなかつたのは他の事業税の課税方法の改訂がからんでゐるのじゃないかというお話でございす。が、事業税において純益課税から収益課税に変更いたしましたのは二十九年でございす。従ひまして、直接は関係がなかつたと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) この料金の許可の官庁は御承知のように運輸省でございすので、運輸省の行政ですから立ち入つたことは差し控へたいと思ひますが、政府の方針としては今言つたような方針でございすので、あるいは個々に別の事情によつて、このガソリンの値上げの理由によらない、このほかの総合的な問題から、運輸省があるいは許可するといふ事態もあるのではないかと考へますが、全般として、この今度の一五%程度のものが全般的に運賃値上げをしななければならぬようなところまで響かないといふふに、私どもは考へておりますので、これを理由とした値上げといふものはおそろくないと思つております。

○成瀬藩治君 運輸大臣とおっしゃいますから、私もわかりますが、一応大蔵大臣としては少なくとも、ガソリン税の増税によつて値上げの理由にはならぬ、こういうふうなことは、そういう受け取り方をしてよろしうございすか。従つて、会社等が申請をして参りますね、ガソリン税が上がつたからという理由で。それは一つの理由にはならぬ、こういうふうにお考えに

なつておるか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは、たとえば運輸業に従事してゐる労働者の賃金というものは一般から見れば低いといふことで、この賃金の改訂が行なわれると、かゝるような改訂が行なはれて、現在の料金は運輸業者にとつて非常にペイしない料金であるといふやうな問題と、かゝるような理由から、収支の問題を検討して、運輸省が別の理由から許可することはあり得ると思ひます。しかし、私どもは、このガソリン税の値上げがすぐに料金値上げを結果するやうだといふことでございまして、当初のことをいいますと、まあ二%ぐらいは上げても影響がないといふやうな見当もございまして、それが、私どもは内輪に、そういうところへ影響するやうでも困ると、こういういろいろな考慮から、一五%にとどめたといふいきさつもございすので、これを理由にしたこの料金の値上げといふものは一応理由が立たないだらうと私どもは考へております。

○成瀬藩治君 だるうという話ですが、これ以上やつてもまた時間の空費になりますから……次にお尋ねしたい点は、今度これでは三べん目の改正になるわけですが、たとえば後進地域の開発とか、それとか、あるいは北海道開発であるとか、あるいは東北開発、いろいろなかとがあると思ひますが、そういう後進地域の開発と今度の道路計画とは、一応資料は年度別の資料で過去の資料は出ておりますが、今度はそのやうな点について配慮されるのか、そういう地域的なことについては全然考慮さ

れていないのか、どういふ点で今度このやういふにさきの十年計画というものが改められてきたか、という大きな理由で、柱になつておるものを項目別に一つ御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) ただいま成瀬委員がお尋ねになりました地域別の関係でございす、これは現在二兆一千億円のワクの中におきまして、国道が幾ら、地方道が幾ら、そういうやうな内訳、有料道路におきまして首都高速の関係が幾ら、あるいは道路公団の関係が幾ら、こういうやうなことを建設省において案を練つておる最中とございす。成瀬委員が仰せられましたやうな点も当然考慮の一点であらうと思ひます。それがどういふ形になつて参りますか、これは建設省が案を作りました上でわれわれも相談をいたしたかと思つておりますが、現在のところはまだ私も承知しておりません。

○成瀬藩治君 いやいや、私は改正されたその理由を一つ、たとえばその一つの例として地域差も何とかしなければならぬのじゃないかといふやうなことが一つの理由だらうと思ひますが、まだほかに理由があるだらうと思ひますが、そういうことはいないわけですか。ただ単に道路をよくしなくちゃならぬという理由で、さきの十年計画が今度修正された、これだけの話なのか。

○政府委員(石原周夫君) 御承知のやうに、一兆円の道路計画がございまして二年を経過いたしましたので、そして新計画に切りかえようといふわけでございますが、今お尋ねの点につきま

しては、その後の自動車の増加の関係、あるいは道路の関係、そういうものを見てみますと、当初に前提いたしました自動車のふえ方、あるいは道路のこみ方というやうなものが、どうも一兆円計画をもつては十分解決できないんじゃないか。従ひまして、一兆円計画の前提をいたしまして、基礎になりました諸資料がその後の状況によりまして相当程度動いてきておるといふことで、それをいあゆる自動車一台当たりの道路試算というやうなことをやらなければならぬわけとございす、道路一つにつきましてどの程度の投資をいたす、その計算を今後の自動車の増加状況等とにらみ合せて、二兆一千億にふえたわけとございす。

○成瀬藩治君 計画はないとおっしゃれば、それまでですが、一応私たちがしては、地域差のアンバランスという面ですね、今度の所得増計画も所得格差の是正ということが大きな問題だと思ひます。やはりそれは道路行政というものが大きな役割をなすだらう、従つてそういうやうな点から逆算されてきて、こういうことになつたといふなら、これは大きな柱が立つ、理由が立つと思ひますが、それならそれとして、その遂行を文字通りしてもらわなくちゃならぬ。従つて、それが今建設省で検討中とおっしゃるならば、そのアイデアはそういうことが大きな柱になつて実は検討されておるんだといふのか、そうじゃなくて、前の続きでもつて、どうもこの第何号の国道をただ単にやればいんだ、舗装をすればいいんだといふことなのか、もう少し親切に御説明を願へばいいと

○成瀬藩治君 あなた、ワクにこだわ
るからおかしくなるのです。前は一兆
円を、五年前ですか、三十四年のとき
におきめになったと思うのですが、三
十三年ですか……。そして今度二兆一
千億、四兆九千億のワクをきめてお
いになる。ワクが変わればまた変わ
る、これではどうにもならぬ。今度私
たちは二兆一千億、四兆九千億の
十カ年計画を樹立されたという点は、
経済成長、所得倍増計画等いろいろと
にらみ合わせられて、十分長期計画に
対して見直しをしてお立てになった
と思う。ところが、今までは二年くら
いのところでぶらぶら変わってきたと
いうことなんです。これは初めのうち
は十カ年計画、五カ年計画といつてみ
ても、いろいろな基礎的な数字、いろ
いろなもの不足であったから、変わ
った。一ぺんやそこらは見のがして
もいい。ところが、三べんになるから、
今度お変えになれば四へん目です。そ
う長期計画がしばしば変わってはいか
ぬと思う。従って、一兆のワクが二兆
になったら知らぬ、三兆になったら知
らぬ、しかしまた四兆になるかもしれ
ぬぞというところは、どうにも話として
受け取りにくいのです。あなたの方
の長期計画というものは長期計画じゃ
なくなってくる。その場その場の政策
のように受け取れてならないわけだ
す。その点はどうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 所得倍増
計画で見ましても、大道路路投資十カ
年で四兆九千億、約五兆億という
一応の目標が出ておりますが、一応そ
の目標に合わせて私ども前期の五カ
年計画をきめております。それで、財
政的に見ましても、また経済効率、い

ろいろな点から見ましても、五兆計画
の中の前期の計画として二兆一千億
というのは大体計画のもうこれは限度
というふうには思っておりますので、こ
の計画を変更することは五カ年はない
と私は思っています。

○野溝勝君 成瀬さんや天坊さんから
詳細にわたるガソリン税の引き上げの
問題について質問がございました。私
は重複を避けて、この際二、三お伺い
しておきたいと思うのです。

私の考えは、倍増、自由化の線に沿っ
て、この政策が裏づけとなつてい
るんじゃないかということなんです。今質疑の
内容を聞いておつたのでございませ
うが、どうもそれとも関係があるよう
な、ないような御答弁でございませ
う。それで、所得倍増、貿易の自由化と
直接的には関係はございせんが、ガ
ソリン税の引き上げの財源処理に対す
る問題は、一連の関係はあるんですか
ないんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 今の御質
問の意味は、将来石油輸入の自由化と
いうようなこととの関係でございま
すか。

○野溝勝君 そういう意味です。

○国務大臣(水田三喜男君) これは
今、自由化については一応去年できた
政府の自由化計画というものがござい
まして、私どもはその順によつて実施
していくというつもりで、今回のガソ
リン税の値上げと直接にそれを関係さ
せて考慮したものではありません。

○野溝勝君 ちょっと私も受け取れな
かったのですが、関係あるものとして
ガソリン税の引き上げをしたというの
ですか。

○国務大臣(水田三喜男君) そうでは
ありません。

○野溝勝君 間接的にも考慮をしな
かったのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ大体
そうです。

○野溝勝君 私どもはこういうふうに
考えておるのでございませうが、いか
なものでございませうか。国際的な格
差を持っている品物である。よつて、ア
メリカでは御承知のごとくドル危機
で、その影響で日本の財政などにつ
いても国際収支の赤字が出てきたわけ
なんです。これについてはいろいろ理
由も言われておりますが、大体私ども
そう受け取っております。そうすると、ア
メリカでは国際商品としての価値のあ
るこの石油の販路というものを相当に
拡大して、ドルを引き揚げなきゃなら
ぬ、そういうような考えがあつて、日
本に對しましては相当売り込みの幅を
広げておるわけなんです。これは大
先ほど政府の方々の御答弁によりま
すというところ、一方においてはさ
うな関係がない、一方においてはそれ
を、この税を引き上げた結果、貿
易の自由化との間に矛盾が来るよう
な気がするのでございませうけれども、
そういう点は私は貿易自由化は、いい
いは別でございませう、別でございま
すが、主張しておる政府の自由化の方
針とは少し食い違ひが来るように思
うのでございませう。その点はどうな
んでございませうか。

○国務大臣(水田三喜男君) この石油
の自由化は、政府のプログラムでは、
御承知のように今後三年間という中
に、まだ入っていない問題でございま
すので、将来の問題として考えるとい

ことになっておりますから、今回のこ
の問題は直接には私どもはその問題と
離れたものでございまして、関係は
ございませう。

○野溝勝君 どうもおかしいですな。
先ほど、日本産業の開発の基幹となる
道路計画については、十カ年計画から
さらに五カ年計画としてその促進をは
かっている。そのためには膨大な財
政予算ができておるわけだ。二兆一千
億、さらに四兆九千億というような計
画、構想を持っておるわけでしょう。

○野溝勝君 私どもはこういうふう
に考えておるのでございませうが、い
かなものでございませうか。国際的な格
差を持っている品物である。よつて、ア
メリカでは御承知のごとくドル危機
で、その影響で日本の財政などにつ
いても国際収支の赤字が出てきたわけ
なんです。これについてはいろいろ理
由も言われておりますが、大体私ども
そう受け取っております。そうすると、ア
メリカでは国際商品としての価値のあ
るこの石油の販路というものを相当に
拡大して、ドルを引き揚げなきゃなら
ぬ、そういうような考えがあつて、日
本に對しましては相当売り込みの幅を
広げておるわけなんです。これは大
先ほど政府の方々の御答弁によりま
すというところ、一方においてはさ
うな関係がない、一方においてはそれ
を、この税を引き上げた結果、貿
易の自由化との間に矛盾が来るよう
な気がするのでございませうけれども、
そういう点は私は貿易自由化は、いい
いは別でございませう、別でございま
すが、主張しておる政府の自由化の方
針とは少し食い違ひが来るように思
うのでございませう。その点はどうな
んでございませうか。

○野溝勝君 どうもおかしいですな。
先ほど、日本産業の開発の基幹となる
道路計画については、十カ年計画から
さらに五カ年計画としてその促進をは
かっている。そのためには膨大な財
政予算ができておるわけだ。二兆一千
億、さらに四兆九千億というような計
画、構想を持っておるわけでしょう。

○野溝勝君 私どもはこういうふう
に考えておるのでございませうが、い
かなものでございませうか。国際的な格
差を持っている品物である。よつて、ア
メリカでは御承知のごとくドル危機
で、その影響で日本の財政などにつ
いても国際収支の赤字が出てきたわけ
なんです。これについてはいろいろ理
由も言われておりますが、大体私ども
そう受け取っております。そうすると、ア
メリカでは国際商品としての価値のあ
るこの石油の販路というものを相当に
拡大して、ドルを引き揚げなきゃなら
ぬ、そういうような考えがあつて、日
本に對しましては相当売り込みの幅を
広げておるわけなんです。これは大
先ほど政府の方々の御答弁によりま
すというところ、一方においてはさ
うな関係がない、一方においてはそれ
を、この税を引き上げた結果、貿
易の自由化との間に矛盾が来るよう
な気がするのでございませうけれども、
そういう点は私は貿易自由化は、いい
いは別でございませう、別でございま
すが、主張しておる政府の自由化の方
針とは少し食い違ひが来るように思
うのでございませう。その点はどうな
んでございませうか。

○野溝勝君 どうもおかしいですな。
先ほど、日本産業の開発の基幹となる
道路計画については、十カ年計画から
さらに五カ年計画としてその促進をは
かっている。そのためには膨大な財
政予算ができておるわけだ。二兆一千
億、さらに四兆九千億というような計
画、構想を持っておるわけでしょう。

○野溝勝君 私どもはこういうふう
に考えておるのでございませうが、い
かなものでございませうか。国際的な格
差を持っている品物である。よつて、ア
メリカでは御承知のごとくドル危機
で、その影響で日本の財政などにつ
いても国際収支の赤字が出てきたわけ
なんです。これについてはいろいろ理
由も言われておりますが、大体私ども
そう受け取っております。そうすると、ア
メリカでは国際商品としての価値のあ
るこの石油の販路というものを相当に
拡大して、ドルを引き揚げなきゃなら
ぬ、そういうような考えがあつて、日
本に對しましては相当売り込みの幅を
広げておるわけなんです。これは大
先ほど政府の方々の御答弁によりま
すというところ、一方においてはさ
うな関係がない、一方においてはそれ
を、この税を引き上げた結果、貿
易の自由化との間に矛盾が来るよう
な気がするのでございませうけれども、
そういう点は私は貿易自由化は、いい
いは別でございませう、別でございま
すが、主張しておる政府の自由化の方
針とは少し食い違ひが来るように思
うのでございませう。その点はどうな
んでございませうか。

○野溝勝君 どうもおかしいですな。
先ほど、日本産業の開発の基幹となる
道路計画については、十カ年計画から
さらに五カ年計画としてその促進をは
かっている。そのためには膨大な財
政予算ができておるわけだ。二兆一千
億、さらに四兆九千億というような計
画、構想を持っておるわけでしょう。

○野溝勝君 私どもはこういうふう
に考えておるのでございませうが、い
かなものでございませうか。国際的な格
差を持っている品物である。よつて、ア
メリカでは御承知のごとくドル危機
で、その影響で日本の財政などにつ
いても国際収支の赤字が出てきたわけ
なんです。これについてはいろいろ理
由も言われておりますが、大体私ども
そう受け取っております。そうすると、ア
メリカでは国際商品としての価値のあ
るこの石油の販路というものを相当に
拡大して、ドルを引き揚げなきゃなら
ぬ、そういうような考えがあつて、日
本に對しましては相当売り込みの幅を
広げておるわけなんです。これは大
先ほど政府の方々の御答弁によりま
すというところ、一方においてはさ
うな関係がない、一方においてはそれ
を、この税を引き上げた結果、貿
易の自由化との間に矛盾が来るよう
な気がするのでございませうけれども、
そういう点は私は貿易自由化は、いい
いは別でございませう、別でございま
すが、主張しておる政府の自由化の方
針とは少し食い違ひが来るように思
うのでございませう。その点はどうな
んでございませうか。

○野溝勝君 どうもおかしいですな。
先ほど、日本産業の開発の基幹となる
道路計画については、十カ年計画から
さらに五カ年計画としてその促進をは
かっている。そのためには膨大な財
政予算ができておるわけだ。二兆一千
億、さらに四兆九千億というような計
画、構想を持っておるわけでしょう。

○野溝勝君 私どもはこういうふう
に考えておるのでございませうが、い
かなものでございませうか。国際的な格
差を持っている品物である。よつて、ア
メリカでは御承知のごとくドル危機
で、その影響で日本の財政などにつ
いても国際収支の赤字が出てきたわけ
なんです。これについてはいろいろ理
由も言われておりますが、大体私ども
そう受け取っております。そうすると、ア
メリカでは国際商品としての価値のあ
るこの石油の販路というものを相当に
拡大して、ドルを引き揚げなきゃなら
ぬ、そういうような考えがあつて、日
本に對しましては相当売り込みの幅を
広げておるわけなんです。これは大
先ほど政府の方々の御答弁によりま
すというところ、一方においてはさ
うな関係がない、一方においてはそれ
を、この税を引き上げた結果、貿
易の自由化との間に矛盾が来るよう
な気がするのでございませうけれども、
そういう点は私は貿易自由化は、いい
いは別でございませう、別でございま
すが、主張しておる政府の自由化の方
針とは少し食い違ひが来るように思
うのでございませう。その点はどうな
んでございませうか。

○野溝勝君 どうもおかしいですな。
先ほど、日本産業の開発の基幹となる
道路計画については、十カ年計画から
さらに五カ年計画としてその促進をは
かっている。そのためには膨大な財
政予算ができておるわけだ。二兆一千
億、さらに四兆九千億というような計
画、構想を持っておるわけでしょう。

おるような税目に対しましては、これは一応検討をするということではなくて、私は最小限の課税額にしてはどうかと思つておるのでございますが、財源がある、財源があるといひまして、やはり国際上から見ても限界点に來ておるといふことがもう一般的にも資料の中で示されておるわけでございます。こういう点について、先ほど主税局長のお話によると、国際的にはまだ低いとか何とか言つていまいすけれども、日本の経済事情ですね、ただ政府のいうところの、自民党のいう経済成長率でなくて、資源もなければ、領土もない、ただ加工貿易によつて少しく黒字を得る程度の今の日本の内容でございまして、そういう点から見て、この案を作るときも有能なる官僚諸君は無理な増税だと悩んだと思うのでございまして、今後まあどういふような考え方で進めようとするのか、先ほどの大臣の気持は、この程度で、あとはやるような、またやらぬような、さっぱりわけがわからぬ。まあ要領のいい大臣でございまして、その点はむしろ大臣初め事務当局からも答えてほしい。ここで一つ相談をして、はつきりお答えを願ひたい。

○國務大臣(水田三喜男君) まあ御参考に……。もう御承知だと思ひますが、揮発油の小売価格、今度改正後キロ当たり四万六千円、日本は、英國が四万七千八百円、西独が五万一千四百三十二円、フランスが七万二千八百八十一円ということになっております。主税局長が余裕があると言ひました軽油の方は、今度日本が三万二千八百円になる。英國が四万七千八百八十一円にな

る。西独が四万六千二百八十九円、フランスが四万八千六百三十一円というふうに、國際商品でありながら、各国の小売価格は、これだけ開いておつて、日本に余裕がある、外國に比べて日本の軽油、揮発油が安いということに言へると思ひます。で、かりにこれが目的税でなくとも、これが一般歳入に入る税金であつたとしても、やはりこのガソリン税の値上げといふものは私はこれは行なわれべき趨勢にあるものだと思つていいます。

で、今ほかの方からは、これを道路に特定財源にされるのが困るのだ、一般財源にみな入れて、そして公共事業費全体の割振りをしてくれ、非常に伸びる税源を道路だけに取られるのは困るという予算編成上のいろいろな問題が出ておるのでございまして、私もどもは各國の例から見ても、この道路費といふものはガソリン税を特定財源にして、その範囲内で道路整備をやるのがいいというふうに考へて、道路の特別会計を作つたといふいきさつもございまして、従つて、これが一般会計の財源といふことになりまして、またガソリン税、軽油は余裕があるといふことは言へるんだと思ひますが、特定財源になつてゐるからこそ、道路計画といふものに縛られて、不必要な増税はしなくていいといふことになりまして、そういう意味でこの道路計画といふものは非常に慎重を期さなきゃならぬ問題で、私もはこの中には、さつき申しましたように、民間の金を使う計画になつておりますし、それから地方財政に相当の負担を負わせて、三千五百億円の単独事業も見込んでありますので、いたすら

に大きくすれば地方財政が負担し切れないという点も出ますので、そういう点も全部勘案して二兆一千億圓という計画の幅を作つたのでございまして、この計画をその通りに実施していくという限りでは、揮発油税のこれ以上の増徴といふようなことはしなくて済むというのが私どもの考えであります。

○野溝勝君 今の國際価格との問題についていろいろとお話がございましたが、確かに石油については表向きはその傾向があると思つては、しかし、石油といつてもガソリンもあれば、重油もあるのでございまして、重油の方の國際価格といふのは割高でございまして、そういう点はひた隠しに隠しておいて、増税に都合のいいところばかりぽんと答へてゐる。そういうことはきょうは議論になりますから、私はやめましょう。

供でもわかることなんです。特に賢明なる大臣は、答弁技術だけでなく、十分反省し、もっと野に於つた當時の氣持を示してはどうか。國民全部が反対をしてゐる惡税なんですから、實際です。これは絶対もう増税はいたさぬといふこと、さらに大衆課税であるから、近い機会に十分検討してこれを引き下げるという努力をするという誠意ある御回答があれば、私はこの程度で打ち切りたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 問題は、特定財源でございまして、計画に縛られておるといふことでございまして、この計画を変更しないで行つていくといふことと同時に、ガソリンの使用といふようなものが日本の經濟の伸びにおいて非常に多く伸びておる、そのまでの増税をなくしてもやうていけるというふうなことでございまして、これは下げべきものでございまして、その点は、私どもの今度の値上げは計画に縛られた一つの値上げでございまして、この事態が変わつてきますれば、ガソリン税においても私は非常に使用が多くなる、財源が計画に対して多過ぎるというふうな事態は、これはもう引き下げをするのが當然だと思つております。

います。従つて、外部資本ということとは結局銀行に会社が負う、そうすると、銀行の發言權といふものが非常に強くなつてくる。銀行がどうやるかという、結局まあ自分の貸しておる金を保障するために指図するやうな形で、重役を非常に派遣しておる。こういうことに対して、大臣として、銀行局長見えておられますが、大臣はそういうことは好ましいとは思ひますが、このことに対して大臣は今後どういふやうな行政指導をやるかと思ひたい。

○國務大臣(水田三喜男君) そういう姿が好ましいとは思つておりません。で、銀行のそういう企業支配といひますか、そういうやうな問題がしばしば問題になつてゐることでございますので、行政官庁としては、そういうことの指導を十分やつて参りましたが、しかし、問題は、企業が自己資本の充實ができなくて、ほとんど銀行資本に依存してゐるという事態から来るやむを得ない面といふものも今まではございまして、このやうな姿をやはり直すといふことから、御承知のように、今度公社債信託といふやうなものを許可いたしまして、それによつて企業が従來全部銀行に依存しておつた長期資金を新たにこのやうなことで調達できるといふやうな道が開かれたことによつて、銀行の企業支配といふやうな形が事実上薄らいでくると思ひますので、その今後進んでいくと思ひますので、そういう事態に對して、こゝういふ弊害は私は漸次是正されていくものと思つております。

○成瀬權治君 まあ將來の方向といふ

ようなことは別として、今どんなふう
 になつておるかという、私も詳しく
 勉強しているわけではございませんけ
 れども、少なくとも百億ぐらいの会社
 が、これは総資本ですが、百二十八
 社、これは大蔵省発表の統計によるの
 ですが、そしてその総資本が大体五兆
 八千六百六十五億を占めておるとい
 う数字が出ておる。こういう会社の内
 訳を見ますと、ほとんど借入金金が主
 たるものです。自己資本ではない。自
 己資本ではないという、どういふこ
 とになるかという、今申しましたよ
 うに銀行の発言権が強くなる。銀行の
 発言権というのはどうして強くなるか
 というと、先取り特権があるわけだ
 から、銀行が金利を取る。大したもの
 です。そのためにどうしたってより高
 い水準の余剰価値というものを追求す
 るというふうな形になつてくる。それ
 からまた、銀行が貸す場合は、選別融
 資というものが当然行なわれる。この
 ような形で独占体制というものが固
 まつていくと思うのです。

その一つの方途として、派遣政策と
 いうものが片一方には出てくる。将来
 は公社債信託というものが銀行にか
 わつて長期金融をしていくからいい
 じゃないか。——そういうことは私は
 納得します。しかし、今の姿ではやは
 り何としても銀行が企業支配をしてい
 ることは事実です。支配することがい
 るとしても、派遣重役があまり多過ぎ
 るというのをおかしいと思うのです。
 今私は一億以上の一流会社がどのくら
 いあるかを調べてみましたら、千五百
 五十六社あるのです。それに対して銀
 行が派遣重役を出しておらないところ
 はないと言つていいのです。こういう

ことが何としても私は納得のいかない
 点だと思ふのです。これは大臣も同感
 だと思ふのです。これからは公社債信
 託でそういう長期金融を見ていくから
 いいのだということでは、問題は解決
 しないじゃないかと思うのです。
 今のこの現状に対して、何か私は行
 政指導をやる必要があると思ふので
 す。あるいはやつておいてになるの
 だつたら、こういうことをやつてきた
 と。しかし、銀行は預金者の保護とい
 う名目でやつておるのだといえればそ
 れまでですが、一体どういふ努力をさ
 れて、どういふ方向で行政指導をされ
 るか。今私の申しましたように現にな
 っているのですから、私はこれまではこ
 うやった、これからこうと、二つに
 分けて伺いたいと思ふのです。

○国務大臣(水田三喜男君) きょうは
 銀行局は来ておらぬようですから、こ
 まかい指導については私詳しく御説明
 できませんが、私の聞いておりますこ
 ろでは、この問題はいろいろ世間か
 ら過去において言われてきた問題で
 が、問題は、今言つたように、企業が
 銀行資本に依存しなければならぬとい
 うのが、過去の実態でありましたため
 に、銀行が押しつけるということも過
 去にはございました。そして、反対
 に、そうではなく、企業運営のために
 は金融というものが一番大事だ、各社
 の経営の中心が金融事務ということ
 に移つてきている以上、やはり専門家
 として、また融資銀行との関係をよく
 しようという意図もむろんあると思ひ
 ますが、企業側が自分の方にこういう人
 に来て金融事務を見てもらいたいとい
 うようなことがあつて、個人が承知
 し、そうして会社の株主総会でこれ

承認するといふような形をとつてくる
 ものに対して、役所がそこへ行つちや
 ならぬという干渉というものはできま
 せんので、その会社がきらい、株主総
 会もなかなか承認しないというものを
 押しつけるというふうな事態で問題に
 なつたものについては、そういうこと
 はいろいろな指導はしておると
 思ひますが、自発的に民間会社が銀行
 に人をくれといつて重役を迎えるとい
 うようなものを、政府がみとめるとい
 うことはできませんので、今行なわれ
 ているいろいろなそういう現象とい
 うのも、無理にやつたものか、そうじや
 なくて、企業側の要望によつてそう
 いふふうな役員構成ができてくるとい
 うことも考えられますし、その点は非
 常にむづかしい問題だと思ひます。結
 局そういう形がどう出てくるかとい
 うことは、日本の資本蓄積のないう
 うことから、ほとんど各企業が自己資
 本を充実させないで、銀行資本に依
 存している、また今日までそれだとい
 う実態からそういう現象が現われた
 のだと思ひますが、目に余るようなこ
 とという事例は私は少ないのじやない
 かと思ひます。一、二問題を起した
 ものについては、役所が当然中に入
 つて今までのいろいろな指導をしてお
 るはでございます。

○成瀬瀧治君 大臣にあまりこまかい
 ことを伺つてもどうかと思ひますが、
 好ましくない姿だけはお認めになると
 思ふ。従つて、そういう方向で問題が
 起らない事前の措置をおとりになる
 のも、私は大臣としては意義のあるこ
 とです。従つて、あなたが先ほどおつ
 ちやいます。今、過小自己資本
 ですから、株主の発言権というものは
 ないのです。外部資本の発言権、い
 わゆる銀行の発言権で事がまつてく
 るのです。だから、それに対して大臣
 としてはあるリミットというものが
 あります。いづゆる銀行といふものは一つの
 社会的な、公共的な倫理、道徳がある
 と思ふのです。法律的にどうこうと
 いうのではなくて、銀行の果たすべき
 倫理、道徳に反するようなことにつ
 いては好ましくないといふような私は指
 導をしてもらわなければならぬ、こ
 ういふことを大臣に申し上げている
 あつて、あなたがあまりこまかい行政
 的な注文をするのはいかがと思ひま
 す。そういう方針から見れば、今、
 今の銀行局がやつておることを私
 はまだ聞いておりませんから、中身は
 知りませんが、もし十分であるとす
 るなら、大臣が十分一つそういう方
 向に努力をしてもらいたいと思ひま
 す。いかがでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) それが弊
 害があるような形は、そういう姿は好
 ましいとは思ひませんので、そういう
 点の指導はしたいと思ひます。

○成瀬瀧治君 この問題は私は銀行局
 長にまたいろいろ伺ひたいと思ひま
 すが、大臣にお願いしておきたいのは、
 私は、公取委で問題になるとかならぬ
 とか、そういうことを言つておるん
 じやないんです。ですから、資産債
 却の問題としても大蔵省としては提案
 をされて、なるだけ自己資本を大きく
 するようにという努力をされておる点
 も認めます。認めますけれども、やは
 り目に余るものがあるといふのが、一
 般企業側から見ても、国民の側から見
 てもそうだと思うのです。大臣も大体
 そうだと思ひになると思ふのです。
 今のものが問題がないから非常にい
 い、これでいい工合にいつておるわ
 いといふことじやなくて、何か銀行倫
 理にもとめるものがあるといふふう
 になつておると思ひますから、そ
 ういふことについては積極的な私は御
 指導を賜りたいと、こうお願いしてお
 るわけですから、どうです、その点は間違
 いなく、積極的に一つ御指導を水田
 大臣のときにやつてもらいたい。
 今までの大臣はどうも銀行資本とあ
 りつながらあつて、どうもいかぬ。
 これを大臣に一つお願いしたいと思
 います。

○国務大臣(水田三喜男君) 御趣旨は
 了承いたしました。

○野溝勝君 大臣が時間の関係もあり
 ますので、私は先般有価証券取引税法
 の一部改正の法律案の中で質問を留保
 して委員長の了解を得ておりますの
 で、この際直接には関係ございませ
 んが、租税特別措置法の中で、二、三
 箇所、先ほど大臣のお話によりますと、
 公社債の投信ができたから今後心配
 ないと、特に言われておるんでござい
 ますが、私は非常に心配しておるん
 です。特に政府の方針によりまして低
 金利政策が打ち出されたんですが、こ
 の低金利政策を打ち出されたその理由
 は、今日の国際的な動きに沿つてい
 かなければならぬといふにある。国際
 性とは、この裏を返せば貿易の自由化
 が大きな因になつておると思ひん
 だ。一体、低金利政策もよろしいんで
 ございしますが、産業界は系列再編成で、

んだんと整理されてくると思うんです。表向きは低金利で産業界がやりやすいように思うのですけれども、生産と販路消費の見合いが不十分である。むしろこれから融資をする対象は、いわゆる巨大なる産業界に集約されるものと見られ、相当の力関係といえますか、そういうのがないという、なかなか撰択融資が厳重になってきまして、弱小の事業家は系列に参加するか漏れた者は整理されてくると思うのです。こういう点に対して配慮はどういうふうにされているのでございましょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) たとえば、公社債というふうなものの消化が、個人消化というものが非常に従来少なくて、ほとんど大部分銀行引き受け、銀行消化というふうな姿でございまして、国民の蓄積した資金の大部分がこういう公社債を發行できる大きい企業に使われるというふうなことで、中小企業の金融というものはいろいろ苦しくなるというふうなことはございまして、今回のような措置によって、この長期資金というものが銀行資金によらずに大衆資金によってまかなわれるというふうな姿が出て参ります。これはいわば銀行にとつてはそれだけ肩がわりしてもらつたということになりますので、こういう姿が今後中小企業の金融を圧迫するという方向ではなくて、逆な方向へ行くことが考えられますので、そういう意味で従来いろいろ非難された金融のあり方というものがこれによって是正される私は一步を作つたものだと思っておりますので、将来中小企業の金融というふうなものは私は今までは非常に非常によくなつてゆくというふうに見

ておりますし、またそういうふうな指導をしたいと思っております。○野溝勝君 大臣の言われるのは、中小企業は今後よくなる見通しだと、この言われるんですが、もう一つ具体的に低金利政策なりあるいは社債金利の引き下げと歩率の引き下げですね、そういうことによつて、具体的にいえば、中小企業の方がよくなると思うんですが、どういふ状態であるのか、その具体的な根拠、考え方をもう少しこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 今言つたような事情が過去にございまして、大銀行からの中小企業への金融が非常に少ないというふうなことがございまして、中小企業について、特に中小企業の金融機関として政府はいろいろな配慮をしております。で、政府関係機関も中小企業のために幾つかできておりますし、そのほか信用金庫、相互銀行、不動産銀行もそうです。特に中小企業に配慮するための機関を幾つか作り、その資金を増すという方向で今までやって参りましたが、今後その資金をさらに増すと同時に、金利を引き下げてゆくということをあわせて、大銀行側が中小企業に貸していく、金を貸せる余裕を持つという方向への指導をあわせて私どもはやるつもりでありますので、それによつて中小企業の金融というのは今までは相当改善されると私も思ひます。

ないですね。その配慮はどこに出ておるんですか、国民公庫でも中小公庫の方でも、財政投資のワツは前年度より一二%ないし一三%ふえただけです。この数字が間違つておるのか。○政府委員(石野信一君) 数字の問題でございまして、私からお答えいたします。ただいまの政府関係機関の財政投資の金額でございまして、国民公庫、中小公庫につきましては、当初計画に対しては七、八%の増加を見込んでおります。これで十分じゃない、少ないじゃないかという御意見はもちろんです。その御意見は、先ほど来の御質問の点は、そういう意味で中小金融を今後ますます重要視していかねばいけない、こういう点は私ももちろんです。先ほど大臣からのお話もありましたように、ある程度直接投資が進むというふうなことも関連して、今後できる限り中小金融についても実質的に、金利を下げるという問題とか、あるいは資金量を金融債等の面で、まあたとえば商工中金の金融債をどうする、というふうな問題につきましても、できるだけ努力して参りたい、そういうふうな考えでおる次第でございまして。

○野溝勝君 銀行局長は、国民金融公庫が一七%多くなつたとか、あるいは中小金融公庫が多くなつたとか言つておられますが、公団、公社、巨大産業の費目と比較してみても下さい、それは問題にならないのです。ですから、私はそういう点をきょうここであまりこまかく質問をいたしません、今大臣の言われたような配慮がただ低いという

点でございまして、全体の中から見ると、そういう点の配慮というものは実に欠けておるわけなんです。一々ここの数字をあげませんが、そういう点は、特に大臣が答弁としてさうなことを言われても、内容的にはそれを示されておらない。さらに、私が心配することは、金利政策の結果、財政資金というものが、円滑を欠き、下請業者にしわ寄せされる心配もある。さらに民間の収支は大幅に支払い超過の状態なんです。そうすると、今後国際収支の悪化から見て、コールは軟化するものと見なくてはならないと思う。これは一般的な世論です。そういう点に対しての対策といひますか、考え方を伺ひしておきたい。

それと一つ、現在国際収支の赤字というものが、二月で二億ドル近くある。今後さらに非常に不安である、こういうことも言われておりますが、一部の学者によつては別にこれは差しつかえないのだというふうなことも言われております。この点に対する考え方を一つ伺ひしておきたい。○国務大臣(水田三喜男君) 国際収支の問題は、御承知のように、これは貿易外の支払いを除けば経常収支で六千万ドル前後の赤字でございまして。三月も、総合収支はむしろ黒字でございまして、経常収支では四、五千万ドル赤字になると予想しています。この傾向は五、六月ごろまで続くのではないかと思ひますが、それならこれがどういふことになるかと申しますと、結局この赤字を見ますと、輸入のふえたことによる赤字ということになりまして、それでは輸入のふえ方が不健全である

かどうかを見ますと、大体上半期が輸入期で下半期が輸出期ということでございますので、季節的なふえ方がむしろあると同時に、経済の伸び方に対応して必要な輸入であつたかどうかというのが問題でございまして、大体経済の伸び方、鉱工業生産指数の伸び方、それに対応した必要な輸入であるといふことと、それから去年の下半期に非常に日本は輸出が伸びたために、原料の在庫というものが相当減つておりますので、この上期に原材料在庫の補充という意味の輸入がふえておる。この輸入のふえ方を一つ検討してみますと、この中には不健全な要素といふものはない。まして思惑的な要素といふものはないといふことが考えられますので、そうしますと、輸入の姿はこれは日本の経済が進むに従つてあるべき姿だといふことが言えましよう。そうしますと、問題は輸出がにぶつてゐるのだといふことにならうかと思ひますが、この輸出の伸び方を見ますと、前年に比べて減つてゐるわけではございせん。前年の一月と二月に比べて輸出が減つてゐるわけではございせんが、伸び方が足りないといふことは事実でございまして、どこが足りないかと申しますと、西歐向けの輸出が前年同期に比べて七〇%以上も伸びてゐる。しかし、反面輸出の一番大きい相手国であるアメリカにおいて二〇%も減つてゐる。そうして東南アジアへの伸び悩みというものが出てきておるといふことが問題でございまして、結局アメリカ経済の不景気が日本への輸出に響いておるといふことは確かでございますので、そうしますと、問題はアメリカ景気の見通しといふこ

とにもなろうと思ひますが、これはなかなか見方がむずかしいうございまして、現地の見方は二月が底であつて三月からアメリカ景気は立ち直るといふに情報をもとに得ておりますが、また別の見方によると、やはり下半期から立ち直るので上半期はそう立ち直りというわけにいかぬであらうという見方もございしますが、二月の対米輸出の信用状の工合を見ますと、今までずっと減つてきたのが、二月からこの信用状がふえてきているという事実が出てきましたので、これは一つの注目すべき問題で、この調子でいくのか、そうでないのか、この点は私どもははっきりつかめませんが、問題はそういうことによつてまだ将来日本の輸出を伸ばす余地というものは、われわれの努力で十分あると考えておりますので、そうしますという、輸出を年間において九%以上伸ばし、輸入を今政府の考へておる去年よりも一%伸ばすくらいのもので押さへたいというふうな計画が今のところ大きく狂うとは思ひませんので、まあ季節的な問題もあつて、上半期の赤字というものは続くと一応見なければならぬと思ひますが、下半期から輸出期へ入つたあとでこの国際収支の改善というものは私どもはできると考へていてるところで、そういう心配すべきいろいろな基調の変化が現在日本経済に出てゐるとは私ども今のところ考へられません。

○野溝勝君 大臣、初めに注意しておきたい。大蔵委員会は、大蔵政府の大蔵省を中心とする委員会ですから、日本の財政経済の微妙な動き、特に国際的に影響ある金融問題等、大臣が告白された通り、たとえばアメリカ経済の

不振というふうなことが日本の貿易初め経済上すぐに影響してくる。經常収支においての赤字の点、われわれが心配すると、その点、政府は心配ないといふことを言われておるのですが、最初の予想がはずれたことは当然心配するが政府の責任だ。それを時には心配がない、時には心配がある、どこをつかんでいいかさっぱりわからない。こういうふうな動きは衝にある大臣承知のことだ。それを予算委員会でも問題になる前に、内輪の大蔵委員会にみずから進んで出席し、当初計画からは少しズレが出るのじゃないかというふうなことに對して懇談するため、大臣、時間をさいても本委員会へ来て、今のうすな動きを示してはどうですか。そのうすれば、われわれとしても安心ができ、かつ國民にPRを努めて、政府の意のあるところも曲解なく理解をするにやぶさかでないものです。私は新しい委員会運営を今後強く委員長を通して希望しておきます。

そこで、関連をした私の質問に入るのですが、今大臣が輸入上において赤字の問題を生じたこと述べられた。数字はきょうは時間の関係で避けませんが、対アメリカ貿易の不振を、日本政府はどこで補うのですか。具体的に申せば、今中国では第三次貿易から第四次貿易協定の話し合ひをやつておるわけなんです。この問題については、問題の内容を検討してみると、通商部設置、決済、指紋、わずかの違いだけで、そんなことを口角あわを飛ばすほどのことではない。日本経済を立て直すなら、政府としてももっと思ひ切った手を打つていいんじゃないか、こう思ひますが、そういう点については、政

府間において、特に経済の所管大臣である大蔵大臣としては何か努力のため意見を吐いたことがございしますか、また総理との間に相談されたことはあるのございしますか。

○国務大臣(水田三喜男君) きょうも経済閣僚懇談会を朝から開いておりまして、こういう問題の討議を私どももしてありますが、結論としては今言つたようなことではございします。で、そうしますという、今生産が順調に伸びており、消費が順調に伸びておりますので、ここで日本の輸出が順調に伸びるという事態になつたら、この成長政策も動揺しなくて、この安定した成長を見込めるということになりますので、今後政府の努力すべき問題は輸出政策ということになると思ひますが、これは一面国内のやはり産業の体質とも関連する問題でございまして、そういう意味におきまして金利政策にしろ、税制にしろ、いろいろ関係することでおきまして、国内政策を十分にやつていくことと同時に、この

対外政策としては、これから経済援助という政策とからんで輸出政策をわれわれは強化していきたい。輸出金融の問題も起こりまして、いろいろ問題もございしますが、一応国会がもう少しいつて各閣僚に時間がきたときにおいて、こういう問題の本格的な政府対策を立てるということになつております。今それそれ関係の官庁がそういう問題を検討しているということでおきまして、この問題についてでございますので、この問題について私ども今後真剣に取り組むつもりであります。

○野溝勝君 そのお心持はわかるのございしますが、しかし、現実にもうすでに明らかになつておるような問題に對して、取り組み方はどうやるのございしますか。たとえば、今後大いに輸出をふやさなければならぬ。アメリカ貿易においては限界に來てゐると思ふ。今日その見通しがまたつかぬ。今中国との間に問題が提起されておる際に、具体的な話に乗り出すべきだ。一体あなた方はどうしておるのでございしますか。

○国務大臣(水田三喜男君) アメリカの、日本の商品を制限するとかいうような運動に對しましては、外務省を通じていろいろ交渉をやつております。その見通しも大体今つてきておるところと思ひます。対米問題は、いろいろ具体的交渉もあわせて現在やつておるときでございしますし、さらに東南アジアその他のかのいわゆる低開發國に對する問題は、單なる貿易政策では済まない問題がございまして、いわゆる開發援助計画というものとからんだ根本的な対策も立てなければならぬと思ひます。またそういう長期的な対策でなくとも、当面の問題として、この外貨の使い方に關係する問題がございまして、従来の方針によつてわれわれは輸出振興策をとつておりました。が、必要によればそういうものの考へ方を変えることによつて日本の輸出の伸びる余地というものも十分考へられますし、そういう点もあわせて私どもはこれから關係省で相談して、今後輸出を伸ばすということについては十分検討するつもりですが、今のところ、私どもはある程度これはりっぱにやつていけるという自信を今持つておりまして、悲觀するような事態では全然ないと思つております。

○野溝勝君 やつていけるという見通しと、現にやれば日本の経済に有利になるという事実が出ておると思ふのと、この場合には二者択一、どちらをとるのですか。この明らかな展望の上に立つて、政府はちやうちやることななく、日本が経済的に有利になるという政策と取り組んでもらいたい。私がこゝう申すのは、思想と経済とは別だと思ふのです。ソビエトとは相當の貿易をどんどんやつておるのじゃないですか。なぜ隣邦中国との貿易にそうこだわつておるのですか。アメリカとの關係もあるでしょう。しかし、そういう点は、日本の國の政治家として割り切つていたらよいと思ふ。特に政府としては、英独仏と同じく、もっと大胆になつてもらいたいと思ふ。こまかい点は議論もありますが、政府は日本の政府であるということを強く要する。思想と経済とは別に考へてやつてみて下さい。そうすれば、おのずと道は開けていくと思ふ。

次に、私はもう一つ聞いておきたいことは、これはいよいよ公社債の投資信託が発足したということになります。銀行の資金の余剰金というものは、コールの方面に流れていくと思ふのございしますが、こういう問題に對する対策、考へ方はどういうふうにお持ちなんでしょうか。

○政府委員(石野信一君) コールの問題につきましては、今コールが非常に高い。特にこの三月の年度末ごろは、非常に高くなつております。これは若干特殊の事情がいろいろ重なつておる關係がございまして、特に財政の流れが激しいことと、それから公社債投資

で、明らかになつておるような問題に對して、取り組み方はどうやるのございしますか。たとえば、今後大いに輸出をふやさなければならぬ。アメリカ貿易においては限界に來てゐると思ふ。今日その見通しがまたつかぬ。今中国との間に問題が提起されておる際に、具体的な話に乗り出すべきだ。一体あなた方はどうしておるのでございしますか。

○野溝勝君 やつていけるという見通しと、現にやれば日本の経済に有利になるという事実が出ておると思ふのと、この場合には二者択一、どちらをとるのですか。この明らかな展望の上に立つて、政府はちやうちやることななく、日本が経済的に有利になるという政策と取り組んでもらいたい。私がこゝう申すのは、思想と経済とは別だと思ふのです。ソビエトとは相當の貿易をどんどんやつておるのじゃないですか。なぜ隣邦中国との貿易にそうこだわつておるのですか。アメリカとの關係もあるでしょう。しかし、そういう点は、日本の國の政治家として割り切つていたらよいと思ふ。特に政府としては、英独仏と同じく、もっと大胆になつてもらいたいと思ふ。こまかい点は議論もありますが、政府は日本の政府であるということを強く要する。思想と経済とは別に考へてやつてみて下さい。そうすれば、おのずと道は開けていくと思ふ。

信託等で金融の流れに変化が生じたという問題、証券業者もコールを出してありますが、同時にコールを相当強くとつておるといふような問題が重なつておつて、今非常に異常な状態にあるわけでございます。

それで、今後をどういふふうに見通すか、今後どういふふうによつていくかという点のお尋ねかと思ひますが、公社債投資信託との関係では、むしろ公社債投資信託に地方の金が集まつて、地方銀行は従来はむしろ出し手としての関係であつたが、それが出し手としての関係が減つて取り手としての関係がふえるというふうに変化を来たしてあります。結局、コールの金利が異常になりまして、これはやはり金利体系の實質的な問題として問題がございますので、これはぜひ下げるように指導していきたい。この指導の問題でございますが、これが實際上自由市場として規制というふうなことは非常にむずかしい本質をもつていて問題でございますが、やはり関係者がみんな一緒になつて下げるといふ気持で当たることによつて、だんだん下げていく、またいくべき問題であるといふふうに考えているわけでございます。関係者と申しましたが、従来はむしろ金融機関というものが大部分を占めておつたわけでございますが、今後は証券界といふものが非常に大きなウェイトを占めてきているわけでございます。従ひまして、申し合わせ等の関係も証券界は入つておりませんが、証券界、金融界、それから政府の揚超、払超の関係が非常にコールに影響するわけでございますが、三月中は非常に揚超が大きいわけござ

います。四月に入りまして、来年度は歳入見積もりも正當に見えてあるわけでございますから、そういう意味で財政の揚超関係も減つて参る。四月から特に払超期にも入るわけでございますから、そういう時期に關係者、これは大蔵省も日本銀行の政策も關係して参るわけでございます。いわゆるオベレーションの活用とか、こういつたことは日本銀行がやることであつて、大蔵省が干渉するといふ建前ではないわけでございます。参りませんが、そういう点も話し合ひまして、みんなできにかつこのコールを下げて正常化に向かうといふ努力を指導して参りたい、こういうふうな考え方でおるわけでございます。まあ地方の金もコールに集まるというふうな面も、金利が下がつて参りますと、そういう面もなくなつてくるといふふうにも考えられるわけでございます。それから、そういう点から中心を置いて努力をいたして参りたい、こう考えております。

○野澤勝君 今たまたま局長の答弁の中で、証券界のウェイトの話が出ましたが、私は日本金融界の再編成の時代が来ていると思つておつたが、ある代といふことを言つておつたが、これは金融寡頭政治といふようなことが言われておつたが、今までは銀行、その銀行の中でも都市銀行が中心になつておつた。しかし、これからは証券会社、特に四大証券を中心とする金融集中化の時代といふことが、そういう時代になる。だから、先ほど同僚委員からもお話がございましたが、今までの会社に対する重役の分布などについて、相当銀行などの発言権が強かつたのです。今度は証券会社ですね、証券

会社が巨大産業に対する役員布陣の分布、任免に對し非常な威力を持つてくる。こうなつてくると、金融界のトラブルが起つて参ります。私も、それはどうなるかといふことは、特にならぬのでございまして、大衆から資金を集めておいて、それが大衆の氣持と反したような方向に金融が振舞はれるといふことになるかといふことは、これは實際問題だと思つておつた。しかし、先ほどの大臣の答弁では、株式会社法による、日本の金融財政に對する監督官庁であることを忘れておるような御答弁でございまして、どうかと思つて聞いておつたのです。これから先は、政府はもっと高い態度に立つて金融行政を総合指導しないか、これはとんでもないことになるのじゃないかといふことを心配しております。

特に問題は、先ほどからお話のありましたごとく、産業界の異変、國際的には行き詰まつてきて、國內的にどういふふうに変換するか、そのときに設備過剰で、さらに財政投融資でもってまた巨大産業界を支配する。そうすると、ますます過剰設備の競争といふことになつてくる。一体どこへ行つてしまふのですか。私は何も社会党だから社会主義的の意見を出すのじゃないのです。そういう意味でなくて、もつて立つて一つ考えていかないと、これはえらいことになるかといふことを心配しておるのでございまして、そういう点については素朴な大臣の考えをさぐらばらんに聞かしていただきたい。日本の金融行政といふもののあり方につ

いてなんですよ。
○國務大臣(水田三喜男君) 先ほどのお言葉の中に、政府の財政投融資が云々といふことがございました。これはしよつちゆう言われることでございまして、この内容はぜひ一つ見ていただきたいと思ひますが、政府が財政投融資を大企業中心に張つておるという例は今のところございませぬので、そういうことは、今のお話とは無關係だと思ひますが、このままやつていってどうなるかといふことでございまして、これは国の全体の計画と申しますが、見込みと申しますか、その点からいいますと、設備投資がどれだけ行なわれるかといふことになるわけでございますが、三十三年から十四年までは一年の間に三割伸びました。三十四年から五年は三割、同じような伸び方をしておりますが、この調子でどんどん設備投資が行なわれるということでしたら、これはなかなか大へんな事態だと思ひますが、今まで日本の技術の革新期といふ關係で、こういう今までの設備投資が行なわれましたが、もう三十五年度の設備投資の實際を見ますと、非常に堅実化しております。従つて、今の様子でいくんなら、三十六年度の設備更新を含めた設備投資は大体三兆一千億圓前後だろうといふのが私どもの見方でございまして、これはもう少し今のままでも推移すれば多くなるのではないかと、いふふうにも思ひますが、その程度の設備投資で進むといふことでしたら、今の金融界のあり方から見て、これはある程度順調にこれを消化できる。経済の大体成長に見合った金融の円滑な供給といふものは私はできるといふふうと考えてお

ります。ただ、円滑な供給をするためには、今までの違つた、資金の流れとか金融のあり方といふようなものが漸次正常化へ向かわなければならぬので、その方途を今いろいろ考へて、昨年以来約半年かかつて、まず金利水準の引き下げの仕事をし、今後そういう方面、市場の育成といふような方面へ漸次向かつていこうといふのがわれわれのプログラムでございまして、そのコースを今順調にとつておるときでございまして、私は、今のまま推移すればそう御心配になるようなことはなからうと思つております。

○野澤勝君 もう一つ、四大証券を中心とする証券会社金融と、いわば銀行等を中心とする金融界の調整などについて、どういふふうにしてやつていこうかといふ、それに対するお答えを願ひたい。金融政策について、どうもまだ政府の方針が一定化しておらぬやうな、具體的にいへば、低金利政策をする。その中でも四厘三毛の決定をする。さらには、やはり四大証券と金融界とが相當論争を重ねてきたらしいんです。さらに実施する機關と不実施のとある。そういうような点で、將來あらゆる方面に金融競争といふことが、いろいろの動きが出てくると思ふんです。そういうものに対する政府の政策、考え方、これを一つ聞いておきたいと思ふ。

○國務大臣(水田三喜男君) それは金利問題を中心として……
○野澤勝君 だけでなくて、それもちろんのことでございね。
○國務大臣(水田三喜男君) 金利問題を中心としたら、私どもは一般の預金金利の引き下げも、貸し出し金利

の引き下げも、均衡をとった姿でなければならぬということを中心にいりるの調整をいたしまして、たとえば今の四厘何毛と言われた問題にしまして、預金金利の引き下げの均衡をはかるといふことでございまして、もう少し多く引き下げるのが妥当でございましょうが、しかし、これはやはり金融界側の長期資金の金利の問題、短期資金の金利の問題とも関連した事項でございまして、そういう点の調整をとる必要がございまして、これは業界においてその点を円満に相談で妥結したといふことでございまして、これを中心とした今後の問題というものは大体私はなく、両方が均衡とれた形で今後調整をとってやっていくのじゃないかと思っております。

○野溝勝君 どうも、あまり時間もないようですし、もの足りないものでございますが、この程度で終わります。

○委員長(大竹平八郎君) これにて暫時休憩いたし、午後は二時半より再開いたします。

午後一時二十九分休憩

午後二時五十五分開会

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、質疑を続行いたします。まず、揮発油税法の一部を改正する法律案及び地方道路税法の一部を改正する法律案について、質疑のある方は御発言願います。

なお、政府側よりの出席者は田中大蔵政務次官、村山主税局長、志場税制第二課長、国友自動車局長、前田道路局次長であります。

○天坊裕彦君 午前中は、まあ大臣に

いろいろほかの問題も聞かれる方もあったので、少し端折ったところもあるのですが、少し漏れたことを伺いしたいのですが、ただ、午前中成瀬委員がこれの影響という意味で自動車の運賃の問題に触れたのですが、その問題をもう一べん蒸し返すようで恐縮なんです、このガソリン税増徴によってどういふ影響がいろいろな分野においてあるかといふことですが、自動車に關して自動車事業者に対する影響、それから自家用車といふこと、そういうものと分けられると思うわけですが、まず自家用車関係で、これは車の数なりといふような点から、どういふ程度に影響があるかといふことになるか、一つ自動車局長から何か材料をお持ちならお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(国友弘康君) 自家用自動車に關する影響に關しましては、たとえばガソリン税におきまして一五%増といふことでありますれば、その程度の影響といふことを考えておりますが、特に私どもの方で、自家用車にそれ以外に全収支についてどういふ影響があるかといふようなことにつきましては、まあ私どもの方として資料も現在とっておりませんのですが、値上がりしたことだけについての影響が確かにある。そのことは営業者について計算してみますと影響と同じように、あるいはそれ以上にあるかもしれぬ、こういう推定をいたしておるのでございます。

○天坊裕彦君 非常に抽象的なんです、これはいろいろ材料の不足なところもあるかと思ひますが、自動車を大別して自家用車と営業車と分けてみる

と、大体七割くらいが自家用車で、営業車と称するのは三割と、こういうふうにいわれておるのですが、これはその割合でガソリンの消費がそうなるかどうか私はよくわかりませんが、そういう点何かおわかりですか。

○政府委員(国友弘康君) この点について調査したものはございせん、その点ですが、もちろん営業用の自動車、運送事業者の使用しますガソリン及び軽油の数量の方が、一台当たりの平均にしてみますればずっと多いといふことは申せます。と申しますのは、自家用車におきましては一日の走行キロの平均が十七キロから二十キロぐらいでございまして、たとえば東京のタクシーあたりになると、たとえば東京のタクシーあたりになると、三百キロ以上走るということになりますので、まあ非常に消費量は多いといふことはいえるようでございますが、自家用車と営業用の比率が全国的にどれくらいといふ計算は私の方ではまだいたしておりません。

○天坊裕彦君 とにかく自家用車といひましても、乗用自動車といふようなもの、こういうようなものはいくつ少々ガソリン税が上がってもどういふこととはならないのですが、問題はトラック、小型の荷物を運ぶもの、両方で見ますと大体それが自動車全体の半分を占めておる、小さいものも入って。今お話しのように、走っている距離が非常に短いといふことは言えると思ひますが、それにしても、相当私は今のお話よりもう少し長いんじゃないかと思ひますが、五割、これは一番多いのは中小企業者といふようなところで使っている、八百屋さんなり魚屋さんなりが

使っておる車、これが数からいふと非常に多い。両方でいふと半分を占めておる。それから、そのほかの営業用のトラック、バス、乗用車、こういうものに結局かぶってくる影響の問題になるかと思う。魚屋さんとか八百屋さんとかいふところの方に響いてきて、これが店で売る物にまで転嫁させることに持つていくのかいけなかつたといふこととあるわけですが、一方、ものが上がらないとすれば、その中小企業者がしよい込んでしまふといふことになるのですが、そこら辺の材料はもろもろ今の運輸省にはおありにならないのであ

るが、これは大蔵省の方でその点はどういふふうな……つまり八百屋さん、魚屋さんが持つておる三輪車とか四輪車といふもの、こういうものが相当かぶってくる、額は少ないと思ひますが、これは結局買入揮発油そのものの値段が、大手の業者といふものは安い値段で買つておる。ところが、ガソリンスタンドで買つような値段の比較的高いものは、上がった上がつたまま、そのまますしよい込まなければならぬ。それがもう一つの、店で売る物価にまで転嫁できるかどうか非常に問題がある。結局、そういう中小企業者がかぶつてしまふのじゃないかと思ひますが、その点はどういふふうになるか、その点を調べたものがありましたら……

○政府委員(村山達雄君) 今度の改正に際しまして、これはサンブル調査をやつた結果でございまして、日本橋の問屋筋、この辺では相当トラック、あるいはといふところによりましては自家用を持つておるところもございまして、で、そういう自動車を持つておるところだ

けを抽出いたしまして、そこでの現在のガソリン税の負担が全コストの中の何%を占めておるか、営業コストの中に。今度の増徴分が從つてそれに対して、全コストに対してどれくらい割合を占めておるか。小売価格がもし今度の増徴分だけ増える上がつたといふれば、それだけコスト増になるはずでございまして、その計算をしてございまして、それによりまして、○・〇二六%、大体○・〇三%近くのコストアップにとどまるのではなからうか。中小企業につきましてはその辺でござい

ます。

なお、それから営業用と自家用消費量、これは三十四年度の実績推計でございまして、営業用が三割程度、それから自家用が七割程度、消費量からいふとその程度になっております。

○天坊裕彦君 今○・〇二何ぼといふ数が、大きいといふか小さいといふか、何ですけれども、結局合理化といふようなことが簡単にできる企業者な

らいいのですけれども、中小企業者といふものはなかなかそこら辺が問題になるところもあるかと思ひます。

そこで、今度は営業用の車の問題に關してですが、これはやはり今のお話のように○・〇二幾らといふことにな

自動車局長から、どういふお考えを持っていられるか、一つ。

○政府委員(国友弘康君) 今度のガソリン税の改訂によりましての自動車運送事業の輸送原価に及ぼします影響等につきましては、いろいろ計算をいたしましたのでありますが、たとえば区域トラック等につきましては昭和三十三年の原価が私の方では出ておりますが、その昭和三十三年の原価に對しましての今回の増徴による影響率を計算してみますと一・四%、これは原価に對しましてそういう計算が出たのであります。これにつきましては、この前のガソリン税の改訂のときには、自動車運送事業の企業自体及び石油販売業者等において吸収して、ガソリン税のガソリン税値上げに伴う運賃改訂ということはいたしませんで、たとえば路線トラック等につきましては、昭和二十七年からずっと運賃の改訂をいたしておらないわけでございますが、そういう関係から、私どもはいたしましては、ずっと最近の傾向を見まして、このような何回かのガソリン税の改訂におきまして、それを運賃改訂に見込まなかつた。あるいは車両、あるいは部分品、修理品等の変動あるいは部品費の増減等というふうなものがございまして、私どもとしてはそういう運賃原価の構成費目の変動ということについては関心を持ち検討を加えておるわけでございますが、従いまして、そういう運賃の改訂というふうなことを考えます場合には、そのような運賃の原価の構成費目、構成要素全体について検討を加えた上で、申請を待つて審査をし決定をするということ、その場合にはもちろん国民生活及

び物価に与える影響を十分慎重に考慮しなければならぬ、こういう方針のもとにおいたわけでございますが、先ほど大蔵大臣からも御答弁があったかと思ひますが、本年の三月七日の閣議におきまして、公共料金の値上げは当分の間一切行なわないという閣議了解がございまして、それらの点、すなわち閣議におきまして考へ方の点等を勘案いたしまして、今後の取り運び方については関係官庁とも十分に打ち合せていきたいと思つておりますが、現在の段階におきましては、閣議了解の線を守つていかなければならない、こう考へておるわけでございます。

○天坊裕彦君 今のお話で、三十二年のときの資料があるというお話ですが、この四、五年の間の変化というものは非常に大きく変わつてきています。ほかの事情が同じでガソリン税の上がり分が今の〇・〇二何倍ということだけならば、これはいろいろまた企業の合理化その他でめめる場合もあるうし、いろいろまたのめない場合もあるうと思ふが、しかし、御承知のように、自動車の運転手というものは非常に引き抜きがあつて、そのために人件費というものは非常に上がつてきています。これはいろいろ物の値が上がるという話で、サービスに関連するようなものには上がるのだというお話ですが、これはどういふ意味だか、なかなかむずかしいくはわかんないが、結局人件費があまやかかる仕事については上がつてきて、やむを得ないという話だと思ふが、この自動車の運送事業などというものは特に人件費がかかる仕事である。ほかの事情でどうにかくそ

れだけのこのためにでもほかの原価が上がつてきたので、改訂をしてもらわなければならぬということ、そういう情勢のところにもつてきて、この〇・〇二か幾分か知らぬが、とにかくガソリン税という、少なくとも理論的には消費税として消費者のところまでもつていっていい筋道のもので出た。それがきつかけになつて、結局一ぱいになつたからというチャンスには、業者としてはそういう言い分があり得ると思ふのです。それが何でもかんでもひつくるめて公共料金を押さえる、しばらく、当分の間やらないのだというのですが、ずいぶんそれだけでは無理があると思ふ。それで耐えられる業者のところもありましょうし、耐えられないところもありましょうし、そこそこ少なくとも非常に問題があるうと思ふのですが、当分の間という話で、先ほど答へのないままに、国会が済んだらというお話もあつたようですが、大体当分の間という考え方について、どういふふうな、非常に業態によつてはそういう改訂が切迫しているところもあるという前提において、どうお考へになりますか、もう少しお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(国友弘康君) 先ほど申し上げましたように、三月七日の閣議了解は、公共料金の値上げは当分の間一切行なわない方針をとるといふ御決定、了解があつたわけでありますが、私どもとしまして、今当分の間はどれくらいなのかということについて検討は実はついておりませんので、これらの点に關しましては、経済企画庁その他十分に打ち合せて参りたいと思つておるところでございます。

て、まあ今後の社会情勢その他を十分勘案し、国民生活あるいは公衆の利便、影響というふうなことを十分に考へました上で、この問題について対処していきたいと思つておるところでございます。

○天坊裕彦君 お話はよくわかるのですけれども、非常に第三者の話、そのほかの事情、あるいは閣議の了解の問題等よくわかるのですけれども、それは自動車輸送事業というふうなものに對しての特別な監督権を持つておられる運輸省としては、その事業の、これからこれだけの大きな金をかけて道路がだんだんよくなつて、そうすればますます自動車事業は盛んになるという、非常に見通しのいい事業であるにかかわらず、この生い立ち、育ちからいふと、中小企業、ほんとうに程度の低い産業が多い。この際これをうんと育てていってもらいたい。そういう役目を持つておられると思う。同時に、それが公共的な性格からいろいろ監督される面も多いこともわかりますけれども、その実態について、非常に強い親近感を持つて、よく実態にふれた監督をしていただかなければならぬと思ふ。そういう意味で、この運賃の問題がかねがね三年間、四年間据え置かれておつたというふうなことで、いろいろ改訂をお願いしようという矢先に、ガソリン税の値上げになつて、それがさらに、いろいろな鉄道運賃の値上げと同時に、公共料金の値上げのストッブというところにひつかつておるのです。そこら辺の事情は十分おわかりだと思ふので、よく実態に即して善処されたいと思つたわけです。

同時に、今申し上げたこうした産業の育て方ということについて、たとえば、いろいろ事業拡張の設備投資という面についての金融的な面についての指導の仕方というふうなことに對しては、運輸省の現在のやり方についてはもう少し積極的によつていただきたいという希望も私も持つておるのですが、その点はどうか考へになつていただきます。

○政府委員(国友弘康君) 自動車運送事業、特にトラックのような小企業も含まれておりますもの、ことに最近非常にトラック輸送による需要というのがふえて参つておりますような状況から考へまして、問題はそこにあるわけでございますが、私どもとしては、この自動車運送事業の育成ということとは真剣に考へていかなければならないと思つておりますので、これはわれわれ事務局といたしましても考へますと同時に、現在自動車運送事業等におきまして、この自動車運送事業の近代化、合理化の問題を取り上げて検討していただいておりますのでありますが、そういう面、その他積極的にこの育成をはかつていきたいと思います。と同時に、金融面その他におきましては、従来自動車関係におきましては免許とかその他の問題に忙殺された感があるのでございますが、金融その他の面におきましては関係官庁その他と積極的におきまして連絡をとつて、そういう方面の、この自動車運送事業の育成ということをはかつていきたい、こう思つております。

それから、先ほど私の答弁の中で、トラック等につきましては一日の走行キロ数を申し上げましたが、ちよつと訂正させていただきますと思ひます。

が、自家用トラックにつきましては、普通車は五十九キロ、一日に五十九キロ、これは三十四年度の実績でございますが、小型は二十八・四、こういうことになっておりますので、御了承願いたいと思います。

○天坊裕彦君 今、自動車局長から、いろいろ自動車交通事業の育成についてめんどろを見ていかなきゃならぬというお考えなんです、これは賛成していただいておりますが、たとえば開業銀行とか、中小企業金融公庫とか、商工中金とかいうところから、設備投資、融資を受ける際に、特別にある程度のワタでも将来お考え願って、優先して貸していただくということもできるのではないかと。現在トラック業者というものの大部分は、三台か五台持っておる業者ばかりなんです。自動車を買いかえのときは大へんなことになる。それができるだけ組合を作っておくところもある。そういう点で便宜を特にはかっていただきたいと思っておりますが、大蔵省にもよろしく願いたいと思います。

○政府委員(田中茂穂君) ただいまの天坊委員の御要望でございますが、自動車業界にも便宜をはかるような融資の方途について特別に大蔵省としても配慮願いたいという御要望の趣旨であったと存じますが、この問題はやはり各銀行自体の問題でもございしますし、大蔵省が指示するということも、なかなか指示通りに銀行が貸し出しをするかどうかということも、これはやはり銀行自体の問題でございしますので、なるだけ御趣旨に沿いまして、できるだけトラックの購入その他について

の長期低利の資金が流れるように御協力を申し上げるよう、理財局あるいは銀行局側と相談いたしまして、できるだけ便宜をはかるようにいたしたいと思ひます。

○天坊裕彦君 とにかく揮発油税という大きな税金を負担する関係で、それに対する、これはほとんど揮発油の消費が伸びていくのですから、そういう伸びていく産業についてはできるだけめんどろを見て、伸びをもっと大きくしていくというふうな、ぜひそうしていただきたいと思うわけであります。それから、きょう午前中、いろいろこうした大きな税の負担者に関するいろいろな資料を整備してもらいたいというところを大蔵省の方にお願いしておいたのですが、特に今の関係で、事業者の面等についても、直接監督されている自動車局ではいろいろ問題が起るたびに、今でも三十二年度の資料しかないというような格好では非常に困るのです。この点は一ツ大蔵省にお願いしておいたのですが、運輸省ではぜひそうした格好で絶えず事業の実態についての把握ということをお考え願って、資料が取れるようにしていただきたい。一つぜひお願いいたしますか。

○政府委員(國友弘康君) 御趣旨のよう、資料が取れるように配慮いたしたいと思っております。先ほど昭和三十三年の例を申し上げましたのは、バス、タクシー、トラック等につきましても、平均のものを申し上げます場合、三十二年に大体バス等が改訂になりましたので、それを基準にして計算しました数字を申し上げたわけでございまして、その後の調査の数字、三十四年度

のものも持っておるのでございします。が、今申し上げましたように、十分資料につきましては取るように努力をいたすつもりでおります。

○天坊裕彦君 まあ揮発油税に関連しては、大体私はそれだけお聞きしてみたいわけなんです、ちょうど自動車局長さんと大蔵省の方と一緒にいただいたので、一つだけお聞きしておきたいのですが、オリンピックがだんだん近づいてくるというふうなことで、外国人の旅行者が非常に多くなってくる。ことは例の外国人の旅行者が非常に多くなってくるんですが、ロータリーがあるというふうなことで、いろいろ外人が多くなってくるのですが、この外人の中には、自分の乗っている自家用の自動車を持って日本に入ってきて、日本を二週間、三週間旅行して、それからまたその自動車を持って帰るといふ、こういうお客さんが相当あるようにうかがえるわけなんです。そうしたお客さんが、いきなり日本に着いて税関にその車を揚げて使うというのに、いろいろ手続がむずかしい。御承知のように、外国の領土が接近しておるところでは実に簡単な協定ができています。わけなんです、その通りにはいかなくとも、そうした態勢が日本と他にとつてもその第一歩が非常に気がいい格好になる、そういうような制度がぜひあってほしいと思うのですが、その点に関して、そういう事情が何とかスムーズにいくようなことにぜひお願いいたしたい、こう思うのです。この問題に対して、やはり大蔵省の税関関係、あるいは運輸許可の免状が国際的に通用するというような意味で、警察

庁その他の関係もあらうと思うのです。が、主体としてはそういう自動車を持ってきて旅行するというようなことで一番自動車局関係の仕事が多いと思うのですが、そういう点に關して自動車局長さんの御意見があれば承りたいと思ひます。

○政府委員(國友弘康君) この点に關しましては、私どももその必要性を痛感しておるのでございしますが、その御趣旨の方向に従いまして、関係官庁と打ち合わせを進めていきたいと思っております。

○天坊裕彦君 けっこうです。

○委員(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより本案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○天坊裕彦君 私はこの案に反対するものであります。道路整備が必要なのは十分認めるわけでありまして、その道路整備の財源をただ一本やりにこの揮発油税にたよって、一般財源をもう少し増加させるとか、あるいは道路公債を何とか考えようとかいうことなしに、とにかく先ほど申し上げましたように、減税のムードの中でこれだけ大きく取り上げていくという点が、まず第一に私は問題であらうと思つております。さらに、そうした税の負担者というものが、先ほどのお話があらりましたように、はかに転嫁すること一番困難な中小商業というふうなと

ころに七割程度も負担がかぶっていくというふうなことを考えますと、その影響は非常に大きく、弱い者いじめという結果になるということが考えられます。そういうような点を考えまして、本案には反対するものであります。

○成瀬藩治君 阿案に反対であります。

理由は、長期展望計画、あるいは所得増進計画、あるいは所得格差をなくする等々の基本的な問題に対するとこの青写真を示してもらいたい。青写真がなくて、ただ頭で二兆一千億というふうな数字をきめてきておる。いわゆる積み上げ方式ではなくて、上からこまってくる。だから、この長期計画というものが過去三べんも変わっておるようなわけで、この根のない計画といふものは、またやがてはくつがえってくるものだといふような感じがしてならないわけでございます。今度の値上げを政策から割り出してくるというふうなそういう態度にしてみたら、またまた値上げが繰り返されるものとしか思いません。もう少し足のついた計画で、少なくとも物の値段を引き上げるといふようなときには慎重にやってももらいたいと思ひます。その慎重味がないう点が第一の反対の理由です。

第二番目は、所得倍増が唱えられておるときに、物価倍増の方が先行をしておるといふことは事実です。この中で、またこの揮発油税が、これは国民大衆課税でございまして、こういうものが値上げされてくるという点は、これがひいては運賃にはね返ってくるでしょうし、物価の引き上げにはね返っ

てくると言わなければならないと思ひます。結局、国民大衆の生活を脅かすことになると思ふ。こういう観点に立ちましても反対をしなければならぬと思ひます。

以上反対の理由であります。

○永末英一君 民主社会党はこの両案に反対をいたします。

その第一の理由は、これらによって増収される部分が特に道路造成のための費用に充てられると、主としてそう

だということでございますけれども、その計画に対しては、この委員会の審議を通じて、確たる年次計画もなく、しかもまたそれがどの部分にどのように使われるかというこの計画

はついに明らかにならなかつた。しかるにかかわらず、ここで税制の改正を行なへばそれだけの収入がずつとい

わば恒久的に入ってくる。いわば金をつかみ取りしておいて、あとの実施は勝手にやるのだ、こういうようなばかげ

たことが目的税的に使われるというこ

とであつては、理由は成り立たぬとわ

れわれは考えます。従つて、その点に

ついて反対をいたす次第であります。

第二点は、道路造成とはいひますけ

れども、確かに今は造成しなくちゃ

ならぬところもございます。また、損傷

していくところもある。ところが、こ

れによつて税金を多く取られる者が必

ずしもその道路を損傷したり、あるい

はまた造成せられる道路によつて利益

を受けていくということには限らない

のであります。先ほどのことにも関連

いたしますが、特にこの改正によつて

負担を多く受ける者は、むしろ逆に、

る。ガソリンを使つておるから税金を多く払わされるというふうな結果に長らく置かれていくのではないか。こういう点について、私も、ガソリンを使つておるから一律に賦課するのだというふうな考え方については、大蔵当局のみの責任ではないと思ひますけれども、これは池田内閣全体の計画性の不備という点においてわれわれは賛成しがたい。

第三の点におきましては、いろいろの御説明はございましたが、今までの

それだけの小さな業者の経営内容につ

いて条件が変わらないとすれば、この

程度のはね返りしかないんだというよ

うな数字は示されました。しかし、現

在の池田内閣の一番欠けているものは、

いわゆる物価値上りに対する大衆の

社会心理的な反応の測定というもの

のについて非常に欠けておる。一体、

これだけの値上りがあれば、零細な

ガソリンを使う業者がどのように反応

するか、しかも、その反応が一般の、

またそれを利用して商いをし、あるい

はまた最終消費者の部面にどのような

反応していくかということについては、

ついに総合的な見通しというものは

この委員会において与えられなかつた。この点について、単に公共料金は

で、この際こういうふうな形で、他の多く払わされるというふうな結果に長らく置かれていくのではないか。こういう点について、私も、ガソリンを使つておるから一律に賦課するのだというふうな考え方については、大蔵当局のみの責任ではないと思ひますけれども、これは池田内閣全体の計画性の不備という点においてわれわれは賛成しがたい。

以上三点の理由を述べて、両案に反対いたします。

○上林忠次君 最近におけるガソリン

の消費の状況、また道路計画、一応大

きな計画に對しては、われわれとして

はこの財源に對してガソリンの増税

によつて充てるといふことをやつたのであります。それで税金におき

まして増税の分は、ガソリン一キロ

リットル当たりに対して二百円、平

年度これを総計しますと約百八十五

億円、初年度は百五十四億円でござ

います。またこれに伴ひまして、地方道

路税の引き上げをやつてゐる。これも

道路整備計画に作用して、これらの財

源が、一キロリットル当たり五百円引

き上げまして四千円となつております

が、平年度約三十二億円、初年度二十

六億円というふうな増税の案でありま

す。私は、日本の道路などというのは日本産業開発の一番の根本問題であり

まして、今さら道路をやかましく言つてゐるのはおそいんだと。二兆一千億

があるかというふうな点、また一般の商品コストとの比較がどういう工合になるかというふうな全般を考えますと、案外小さい犠牲だといふことを考へるのであります。かような点で、まあ日本の生産拡張の大目標のためにやむを得ずやらざるを得ないんだ、今の国の財源としてはこれにおぶさらなく

ちやならぬ。おぶさられてもガソリンとしては、そうガソリンの消費に關しては犠牲をかけなくても済むんだとい

うふうな気持ちであります。そういうよ

うな点で、まあやむを得ない現在の次

第で、しかもほかにあまり影響しない

のだという点で、私は賛成したいと思つております。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御意見

もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。揮発油税法の一部を改正する法律案、地方道路税法の一部を改正する法律案を一括問題に供します。両案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ

います。よつて両案は多数をもって原

案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましましては、先例により、これを委員長に御一

任願いたしと存じますが、御異議ござ

いせんか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

速記をとめて。

○委員長(大竹平八郎君) 速記を始め

て。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、法人

税法の一部を改正する法律案、所得税

法の一部を改正する法律案、租税特別

措置法の一部を改正する法律案につい

て、御質疑のある方は御発言願いま

す。

なお、租税特別措置法の第二次改正案

は、ただいま衆議院本會議で可決さ

れ、本付託となりましたので、この際

御報告いたします。

速記をとめて。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ

て。

なお、あわせて物品税法等の一部を

改正する法律案も議題といたします。

○永末英一君 租税特別措置法の改正

案の中で、譲渡所得についていろいろ

の特別措置がとられております。その

いろいろの特別措置がとられてゐると

いうことは、一体、譲渡所得というものが今まで取り扱つてきたような課税

系として、毎年々々いわば回帰的に発生する所得だけを課税するか、あるいは一時所得、一時に発生する所得、それから譲渡所得もその一時所得の形態でございまして、そういうものまで課税するということにつきましては、非常に論争のあるところでございます。しかしながら、世界の税制の大勢を見ておきますと、漸次所得税というものはやはり全体の所得を総合して初めて担税力がわかる。ただ、累進税率でございまして、それぞれの所得の種類に応じて、それぞれ適当な調整をつけるということはもちろんでございますが、一般的に申し上げますと、全部の所得を課税するという方向でございまして、ただ、英国は伝統的に一時所得には課税しない、こういう方式をとっておりますが、その他の国では大体総合的方向に向かっているわけでございます。

わが国において譲渡所得が問題になりますのは、お話の通り、これは主としてその本人の意思にかかわらず譲渡が強制され、譲渡所得がいわば本人の意思とは無関係に発生するということにあるわけでございます。御案内のように、最近地価は非常に上がって、譲渡所得のうち非常に大きな問題になるのは土地でございますが、地価は今上がっておりますが、これがまた現在の資産再評価法によりまして、土地を売り出した場合には自動的に再評価法の適用がございまして、もとの取得原価ではなくて、再評価倍数をかけたものを取得価額にするということになっております。譲渡所得の課税に関しまして、すでに基本法たる所得税法におきまして十五万円の特別控除をし

て、さらに残りの金額を半分にするという措置がとられておりますので、値上りの関係を考えましても、ただいま申し上げた再評価法の関係、それから譲渡所得における所得税の手当をもつてすれば、通常の場合にはそれでまかなえるのではないか。ただ、今回第二次あるいは第一次でもって提案いたしましたように、本人の意思にかかわらず譲渡が実現される場合のこの措置はまた特別考へねばならぬ、かように考へているわけでございます。

これはまあ個人に対する問題でございますが、法人につきましては、これは実は再評価は自動的に働かないわけでございます。この前の再評価法当時、本人に希望があれば、ある限度額をきめましてそこまでは再評価できる、こういうことでございまして。しかし、普通の減価償却資産等とは違ひまして、法人税はそれを売る予定のないものについてはこれは再評価する実益はございません。減価償却資産ですと、再評価をしますと、その翌事業年度から直ちにその分を償却に含めて資本回収することはできるわけでございますが、土地につきましては償却という問題がございせん。そういう意味で、法人については再評価は自動的に働かないし、この前の任意再評価の際にもやられていないというものが相当あるわけでございます。この法人につきまして、やはり同じように、本人の意思にかかわらず譲渡という問題が起きますと、これはかなり問題でございますので、今度の第一次、第二次いずれも通じまして、もとの取得原価で圧縮記帳を認めまして、いわば今度任意にその代替資産を売るときまで課税

を留保するという措置をとった次第でございまして。

○永末英一君 その譲渡所得に課税するという思想は、つまり国並びに地方団体、こういう公共団体側からすれば、固定資産には固定資産の税金を取っている、いわば潜在的な価値があるけれども、それが一応潜在的な価値部分について表われてくるところは、固定資産税なら固定資産税で取っている。それがよそへ譲渡される。それをまた受け取った者が固定資産税を払うわけでありまして。たまたま、そこで潜在的な価値が貨幣価値に表われてくるので、それを個人のふところ工合の所得とみなしてそれに一定の税金をかける。何か非常に不合理なような感じがする。今までの人はその潜在的な価値に對しては、保有している国に對する責任が何か知りませんけれども、国ではなくて今の税制では地方団体に対して、一応責任も固定資産税の形で果たしているわけなんです。譲渡は別に固定資産税にはかかりませんけれども、資産税に比べると、それを譲渡をした瞬間に貨幣価値が出てくれば、それに税金をかける。今のお話では、不動産の価格が値上がりして不当に利得をとっておるといふ角度からのみごらんになっておりますけれども、そうではないかと、普通の値段で売られていたものもあると思ひますので、そういうものを追及していくということになると、税金を払う側からすれば別に利得をそれで生じたのでないにかかわらず、国がそれを追及して譲渡所得を取っていく、これは不合理な感じを受けておりますが、諸外国はどうだということではな

くて、あなたは日本の現在でどういう制度がいいと思っておりますか。

○政府委員(村山達雄君) これは言葉が足りなかつたかも知れませんが、税体系における所得税の系統の問題と、それから固定資産税の系統は、別個の理由によって創設しておるわけでございます。ただいま申しましたのは所得税の体系として申し上げておるわけでありまして。もちろん、値上がりがある、それだけ利益がよけい出ますれば、それだけ高い税金がかかる。値上りがなくては、その利益の幅が狭いということになれば、それ並みである。損があればからならない、これが所得税体系でございまして、そういう意味の譲渡所得税を課税するのがいいか悪い、かという論議に関連して、所得税一般の考へ方を申し上げたわけでありまして。

別途、今お話のございました固定資産税につきましては、これは固定資産を持つておるといふこと自体に担税力を認めておる。これは特に地方税でございますので、公益的な部分も多分に加味してございまして。現在百分の一・四という税率で課税しておるわけでございます。従いまして、所得を計算する場合には、もちろんその税金はコストとして差し引かれるわけでございます。これは全然別個の観点で起こされてる税金でございまして。

○永末英一君 譲渡所得はおかしいという一つの例を申し上げたいと思ひます。つまり、村でも町でも、家屋敷を売り出した場合は、経済窮乏で、しようがないから売り払う、いろいろな関係でそうなると思うのです。しかしながら、たまたまある人がそれを売って、

そして泣きの涙で自分の土地を離れてよそへ行ってしまつと、税務署は譲渡所得が生じたからといって、その人を追つかけて日本国じゅう探し回つておる例が、おそらくあなたの方でお調べになれば相当大きな件数を占めておるんじゃないか。あなたの方から譲渡所得をそうやってやれやれと言ふから、税務署の職員が靴の底の皮を減らして探して、どれくらい件数あります。なかなかつかまらない件数……

○政府委員(村山達雄君) まあ譲渡所得は、その取得原価、それから個人の差額は再評価額とそれから売り値との差額、それから譲渡に要する経費を引いたものをもつて所得といたしまして、それでききに申しましたように、普通の場合は十五万円を引いて半分にしたまま。租税特別措置法の方の強制的な譲渡の場合は、最初半分して、さらに十五万円を引いて、また半分にする、そして他の所得に合算して累進税率で課税するというやり方でござい

ます。おっしゃる通りに、はなはだ気の毒な場合が、単にいわば当該資産についてそういう所得が出たかどうかという計算だけでは気の毒な場合があるだろう、強制以外の場合でも、その家がだんだん没落していつてやむを得ず売ることが気の毒ではないかというようなお話でございまして。今回、実はわれわれの方もその特に気の毒と思はれる場合については御提案をしておるわけでございます。この租税特別措置法の第二次で、本人の居住用の財産を売った場合、この場合は特に控除の金額を十五万円ではなくて五十万円にしておるといふところは、その辺をねらつたわけでございます。実際問題と

してわれわれが経験いたしますのは、相続が起きまして、それで御主人がなくなられると、未亡人の方があとの子女の教育のためにいろいろ考えていかなければならぬ。今後の生計を考えていかれる。今までの家に住んでおることとができなくて売られるというような場合が多いわけでございます。もちろん、所得計算から申しますと、所得には違いないわけでございますが、しかし、そういう場合が多いことを考慮いたしまして、今回特にこの第二次の特別措置法でその点を御提案している次第でございます。

○永末英一君 譲渡所得は、譲渡した行為の所得をいろいろあなたの言われ

るように現在の税制では計算するわけですが、そのみで所得ありとしてそこに税金をかけるというのではなくて、やはり所得は総合所得、その人が年間に所得ありやいなやいうことで、やはり考えていくことを建前として、あなたの方ではそれを買っているつもりかもしれないですが、実際にその譲渡をするることによって所得を得る場合は千差万別なのです。そういう点をやはり勘案していかないと間違える。基本的には、一体一時所得というものについてどう考えるかということの整理をしないかなければならぬのじゃないかかと思いますが、これはこの程度でやめおきます。

産あるいはまたその他の場合もあると思いますが、地方税では償却率をかけた場合にもまるまるかかっていくということであれば、低開発地域において租税の減免を考えている統一性が保たれないのではないかと考えますが、その点はいかがですか。

○政府委員(村山達雄君) 償却の問題につきましては、地方税も国税に全部乗っかることになっておりますので、従いまして、地方税におきましてもこの特別償却が認められますと、住民税——個人も法人もそうでございますが、住民税、それから事業税、それぞれその限度において軽減になるわけでございます。

○永末英一君 現行地方税でそういう取り扱いをしていますか。

○政府委員(村山遼雄君) 現行もその

通りでござります。

○永末英一君 物品税についてお伺いしたいのですが、今度の物品税の改正は自動車等に限られておりますけれども、大体その物品税というものができましたのが戦争まぎわにできたので、大日本帝国時代に何でも税金をかけるというのが大日本本国になったような感じがしたのでありますけれども、政府では今度直接税においていわゆる中小所得者の税金を安くするということが、何千億減税した、こういうので、ところが、今一般にいろいろの形で物価値上がりが起っております。ところが、その物品税についてこのままにしておけば、値上がりしたものに付いてはやはりこれは税金がかかってくるでしょう。ところが、この物品税の内容を見れば、確かに奢侈品だと思われるもの、あるいはまた不急不要のごと

きものもありますけれども、また大衆の日常生活に密接したいわば必需品のごときものもたくさんあるわけで、それをこのままの形で物品税としてやっていくとすれば、その分だけは少しもこれは減税になっていないということになると思うのです。一体この物品税を当初作られたような基準のままでどの程度今後続けていけるつもりか、その点をお伺いしたい。

○政府委員 村山達雄君 御案内のご

とく、物品税につきましては、三十四年になかなり大幅の減税を講じたわけでございます。しかしながら、なお今日のその後における消費の推移あるいは消費水準から見て、現行の物品税の体系が実情に即しているかどうかという点については、さらに詳細な検討を要するとわれわれも考えているわけでございます。ただ、今回は検討の期間の関係もあり、なお財源の関係もございまして、冒頭に述べましたように、中小企業を中心とする所得税あるいは基盤強化という点を中心とする法人税の改正にとどめたわけでございます。政府といたしましては、来年度からこの問題を本格的に検討して、いずれ国会に成案を得て、その成案を提示して参りたい、かように考えております。

○承永英一君 来国会に物品税に対す
る大幅な一つの新しい税制の法案を提
出するということで、非常にけっこう
だと思う。現在の物品税法上いろい
ろな免税点がつけてある。つけてある
けれども、実は免税点というのは非常
に安過ぎて、ほとんどそれにかからな
い。いろいろな物品があろうと思いま
すが、一体現状でどの程度この税法が

わば効力を實際上持ち得なくなっているかということがおわかりであれば、お知らせ願いたい。

○政府委員(村山達雄君) これは個々の物品によってかなり違いますが、われわれが課税最低限、あるいは別表に掲げておりますものをずっと通観しての感じは、物によってはもちろん違いがありますが、通観していわゆる当該物品、たとえば機なら机というようなもの、そういったものを全部通して見ますと

と、実際には課税になっているものと、一割とか二割にとどまっているのが大部分で、もちろん自動車のようなものは全部課税になっておりますが、一般的に申しますと、それくらいになってゐる。しかし、それだからといって、現在の免税点がこれでいいということではないと思います。その点は個別に現在における消費水準あるいは品物の今日における用途等を勘案いたしまして、この次の国会あたりにはそれらの個々につきましての答えを出した上

た。だ。き。たい。○

○政府委員(村山善雄君) これは道路運送車両法、運輸省の所管しております。これが、交通政策の観点でいろいろな区分を、自動車の区分を作っているわけです。われわれの方は、それと同時に、それぞれの値段、税抜きの値段というのを見ながら、その税率をいかにきめたらいいか、両方の要素をにらみ合わせてやる。今までは原則として、道路運送車両法による登録区分のうちで千五百ccと、輪距だけを取っておったというわけでございます。今度はそちらの方が変わりましたので、全面的に、そういうのはただ従来幅の制限はありませんでしたが、今回は気筒容積二千ccまで上げるということになりましたと、幅の制限を置かざるを得ない、こういうようなことでございまして、両方、値段の方と運輸政策上きめられている自動車の区分と、この両方にらみ合わせて、最後は税の理論で割り切っているわけです。

○永末英一君　物品税ができました当初の考え方からすれば、その道路政策というものが物品税の税額を定める基準の中に入ってくるということがどうもおかしい感じがするのですが、あなたの方でやりになりたければ、金額において押えて、そうしてやっていけばそれでいいじゃないか。それをわざわざ道路政策と物品税とどういう関係か知らないが、それは道路政策は道路政策上いろいろな基準を設けて登録をやっていることは、それはそれなりの考えとして当然だと思う。それを物品税でも援用しているというのは、一体どういうところに積極的な理由があるか、お伺いしたい。

○政府委員(村山達雄君) これは自動車に限らないと思いますが、規格で押

えていくやり方と、それから値段で押えていくやり方と、技術的には両方可能なわけでございます。で、もちろん規格で押えていく場合には、その裏側のものとして値段は絶えずわれわれは見ている。そのことは取り締まりの便宜上、あるいは他の政策との調整という意味で、便宜規格をとることはござ

います。絶対値は検討しております。ということでございますので、必ずしもそこが税の理論を離れて、規格によるべきものは規格によっておるとい

うわけではございませんので、やはりそれは規格によるのが値段によるのが、その間は統一した見解で通しておるといことが言えるんじゃないかと思

います。○永末英一君 ほかにも規格によるいろいろなことが書いてありますけれども、規格によって税金の段落をつけられ、それを作る者が、税金がかかるから、そのかかるところ以内の規格にわざわざと定める、こういうことが実は大きくわが国基幹産業の発展上支障をなしておるといような面はありませ

んか。○政府委員(村山達雄君) これは税率に差等を設けますと、それが規格であ

りうが値段であるうが、ある程度の合法的回避的の傾向が見受けられるという

ことは事実でございます。そういう場合に、政策判断の問題になります。が、その値段にしても規格にいたしまし

ても、そのいわゆる免税点なり税率区分を現在の産業構造から変える必要があるかないかということは、われわれの方としては絶えず検討して参るわ

けでございます。○永末英一君 最後に、もう一間。来

年いろいろ御準備なすって物品税に關する新しい税制をお作りになる場合に、つまり大衆の日常生活に密接な関係のあるものと、それから先ほど申し

ましたいわばそれほど密接な関係のないものと分けて、大衆の日常生活に密接な関係のあるものは物品税をかけない、こ

こまでやれますか。○政府委員(村山達雄君) できるだけその方向でやりたいと考えております。

○永末英一君 しっかりやって下さい。○成瀬幡治君 この前、村山さんに大臣が出席されたときにお尋ねをし、村山局長からお答えをいただいたのですが、私が主張したい点は、ほんとうのことをた

だしたいのは、今度の減税の恩恵はいわゆる低所得者階級には全然ないじゃないか、むしろガソリン税の

ような値上げはね返ってきて、増税の方は来ておるけれども、減税の恩恵はないじゃないか、こういうことが実は言

いたかった。そのことについて尋ねましたら、あなたの方からは、いや、今度の所得税等を含めたいろいろな所得

税の減税は、大体世帯戸数の四六%ある、これが大体国民の恩恵に浴した

ものだといような御答弁がございまして。そこで、あらためて私の方から

申し上げたい点は、現に勤労者で所得税の全然かかっておらないものが、全

勤労者から見ると約五五%ある。個人事業主で約八四%、農家に至っては九二

%というものが所得税はかかっておらないじゃないか、こういうような実

資料もあるわけでございます。従って、今度の減税の恩恵は、何といつても、国民は全然影響のない人たちの

方が多いんじゃないかということを私は言いた

いた。それに對してあなたの方は、そうじゃないのだ、やはり九千万の国民のうちと申しますか、そういうもの

に對して約半数が一、二世帯主の方です。からそれは別といたしまして、かりに標準世帯五人といたしまして、そ

の二〇%なら二〇%のものが恩恵に浴するがごとき説明があったわけですが、どうしても納得がいけないわけ

です。その辺のところを御説明願いたい。○政府委員(村山達雄君) これは所得者に対する納税者の比率で見ると、それを所得階級別に見ると、そういう考

えもございまして。この前申し上げましたのは、所得者を含む世帯数の全世帯数に對する割合、所得税の納税義務者を含む世帯数の全世帯に對する割合、それを總括して申し上げますと四六%程度になりますというのを申し上げたのでござい

ます。所得者に対する納税者を、これは三十六年度の推計でござ

います。が、給与所得につきましては四七・二%、これは実はこの前お話し

しましたように、全部ひくくると二百万人くらいのものが失格するとい

つたその失格者を引いた残りのパーセンテージでござい

ます。それから、農業所得については三・四%程度、それから農業以外の事業所得、これは営業諸

業その他いろいろございまして、これが一三・二%程度というこ

とになってござい

ます。これが多いと見るか少ないと見るか、現在こ

ういう比率が非常に少ないというのは、現在所得税を納めて

いる納税者が少ないということ

ありまして、裏から申しますと、免税点が比較的

高い、国税において高いということを表わして

いるのだらうと思

います。が、今度

は国税を中心

にいたしまして減税をやりましたものでござ

います。それから、所得税の納税者以外の方でも間接税その他を納めて

いることは事実でございますので、この点は来年度の改正を待

っていただき

除というものをつけたのであります。そうしますと、その境目になる人、議論すればそれは運命とあきらめるといふことになるかもしれせんが、入学試験のときに八十五点の人は及第して八十四点の人はすべったといふことになるかもしれせんが、税率でなぶるというふうなそういう考え方は出てきませんか、所得税の問題について。

○政府委員(村山達雄君) いや、今度も実は税率の引き下げを行なつたわけでございます。年間における所得税の減税額が六百三十億のうち、税率の引き下げによる分二百三十三億を見込んでございます。これもこの前御説明したかと思いますが、課税所得七十万円以下の者のだけの税率を引き下げたわけでございます。税制調査会におきましては課税所得二百八十万円までの者について税率を引き下げたかどうかという案でありましたが、いろいろの施策との関連からいたしまして、この際としては中小所得者に中心を置く減税をやるというのでいたしたわけでございます。で、そのほか配偶者控除の創設、扶養控除の引き上げ、専従者控除の拡大、給与所得控除の引き上げ、これらはいずれも中小所得者に多く恩恵の及ぶという減税をやっているわけでございます。

いづつかお話し申し上げたと思いますが、今度の減税率を収入金額別にずつと見て参りますと、夫婦子、三人の給与所得者の標準世帯をとってみますと、年間収入四十万円の人、今までの負担を一〇〇といたしますと、今度の減税割合は八七％、つまり一三％だけは残るといふ、こういう格好になります。

ます。五十万円の人、四二％、それから七十万円の人、三二％、百万円で二％、それから飛びまして、一千万円になりますと一・一％しか及ばない、こういうことになりまして、この減税割合は非常に大きな傾斜を持っています。これは、かなり技術的ではございますが、それぞれ税率の改正におきましてもその他の改正におきましても、中小の方に多く響くような形にしたという結果であるわけでございます。

○成瀬幡治君 私が間違えて、それは失礼いたしました。

税率の改正でございますが、私はちょっと局長にお尋ねしたいのです。が、よその国ではこういうふうな基礎控除だとか、定額控除だとか、扶養控除だとか、こういうややこしいことをやっているのですか。そうじゃなくて、たとえば一定水準以下の者は無税、一定から、最低のくから最も高何万まで、この間はたとえ所得金額の二割なら二割、あるいは一五％というふうなもので、簡単にしているのか、やはり日本みたいに複雑な所得税の課税方式をとっているのか。

○政府委員(村山達雄君) この国も大体近代の所得税体系でございますので、どの国もやや似たようなものでございます。基礎控除、扶養控除を持っていますことはどこでもみな同じでございます。そのほか、ただ日本の方としては、非常にこういう国柄でもあります。特に戦後のいろいろな事情がございます。その他非常に細かい配慮が、控除全体を通じて各種の控除がある。雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除、そ

のほか税額控除としてたとえば障害者控除であるとか、寡婦控除であるとか、老年者控除であるとか、まあ大体各国が持っております。控除制度は、日本の場合にはほとんど網羅的にある。なお、忘れましたが、雑損控除、医療費控除等あるわけでございます。

○成瀬幡治君 ちょっと法人税法のこの附則のところ、第二項のところ、ちよつと御説明をしてもいいので、すが、よくわかりませんから、こういうことが聞きたいわけ。決算期がたまさか、三月三十一日ならよかったけれども、途中で決算になつたものは、一年に一度しか行なわれなかつたところ、たとえば六月決算というふうなところは、この恩典に六月一日以降でなければ済まないのかどうか、こういうことがお尋ねしたいのです。

○政府委員(村山達雄君) これは原則といたしまして、これは規定によつて違ひますが、原則としては、今度の改正は四月一日以降終了する事業年度分から適用する、こういうことでございます。これは例年ともそうでございます。ただ、配当の課税について今度是非常な改正をしたわけでございます。が、これは主として増資促進を通じて自己資金を充実させるという方向でございます。従いまして、こういう分につきましては、四月一日以降開始する事業年度分から適用する。こういうことになってございます。

ただいまおっしゃいましたように、これはある時期をもつて切るのはどうかというふうなお話もあるかと思ひます。思ひますが、これは御案内のように、事業年度の選択は法人それぞれにまかされておるわけでございます。

で、法人が一年決算にするか、あるいは半期にするか、全くその事業年度をいつにするかというところは、法人側としましては、税法の改正というものは普通四月一日以降終了する事業年度があるものと当然予定して、それぞれの会社の都合を考えて事業年度を選択しているというわけでございます。これによつて特に不公平が起きるといふふうには考えていないわけでございます。

○成瀬幡治君 大体、そうしますと、六月なら六月決算のところは、二カ月は旧法が適用されて、新法が適用されない、こういうことなんですか。

○政府委員(村山達雄君) そうではないのでございまして、この改正は四月一日以後に終了する事業年度でございます。それから、その始まる事業年度は上の方に行つてゐる場合があるわけでございます。かりに五月決算の一年決算をとつてみますと、前年の六月一日からずっと事業年度が続いているわけでございます。で、五月末に終了するわけでございます。で、今度改正が四月一日になりますと、五月になりますと実は期間が一月しかかかっていないわけでございます。が、それはずっと去年にさかのぼつて及ぶということでございます。さかのぼると申しますと、終了事業年度で押えるというやり方でございます。で、今先生がおっしゃつたような意味では、期間としてはさかのぼるということでございます。

「委員長退席、理事佐野廣君着席」
○成瀬幡治君 ついでに、銀行局長お見えですから——先ほど大臣に、どうも私の方の見解ですから、まあ大体当たつておると思うのですが、何といつ

たつて、このごろ会社に対して、会社が自己資本が少ないうえに、外部資本、いわゆる銀行の発言権が強い。銀行はしかも株式を片一方では一割をこえて持つてはいけなかつたといふことですが、実際は第二会社といふようなものを作つて、それを通して取得しているといふようなものもあると思うのです。しかも、大きな会社といふのは大体百ないし二百くらいしかないわけ。す。そういうようなところに対して銀行派遣重役といふものがたくさん行つてゐる、派遣している理由は、預金者の金を預かつてゐる以上、そこに人を出してやるのはあたりまえじゃないか、この理屈は成り立つと思ふのです。しかし、銀行本来の倫理、道徳からいって、そういうことを好ましい姿勢とは決して思われなかつたと思ひますが、この意見に対して局長はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(石野信一君) 銀行が会社に対する支配をするという関係の問題でございますが、これにつきましては、今お話ししたの株につきましては一〇％をこえて持つてはいけなかつた、こういう法令の規定があるわけでございます。それがさらに第三者を使つて持つてゐるのじゃないかといふような問題、また人を派遣するといふ場合につきましても、相手方からいへば人だからぜひほしいという意味で、円満に普通の関係で銀行の人が行つてゐる場合もありましよう。また、そこに支配関係があるのじゃないかといふような問題でお尋ねだと思ふのでございしますが、実を申しますと、私どもの銀行行政の立場というものは、預金者保護という観点から、銀行の内容等について非常

にやかましく検査をするわけです。今
のような独占禁止法に違反するかどうかという問題になりますと、実質的に違反をしているかどうかという検査になりますと、形式的に一〇〇%こえて持っておくというならばすぐ見つかるわけですが、第三者を通して持っているのが事実上の支配であるかどうかとか、あるいは人が行った場合に、それがいいやいなを無理に押しつけたのかどうかという話になりますと、銀行だけの検査ではわかりませんのみならず、私どもとしては、まあそういう観点からの検査というものは、やはり公正取引委員会の、独占禁止法の所管をいたしております公正取引委員会の、まあ判断によらなければ、実質的な点がわからないということもなるわけでございます。従いまして、今お尋ねの問題は、抽象的には法令に違反しないということは大切なことであるということ、一般的には行き過ぎないということという指導はできますけれども、具体的な問題になりますと、やはり結局、公正取引委員会の判断に待つ以外に方法がないと、こういうことになるわけでございます。

いって、あなたの方は、いやこは法律なんかにないから、まあそういうようなことは伏せておくのだと、こういう態度なのか、行政指導として、法律以前の問題として、何か私たちはそこに指導というものがなくちゃならぬと思う。

○政府委員(石野信一君) 倫理、道徳と申しますか、精神と申しますか、そういう意味において支配感が非常に強い立場にあるために、その自主的な力を利用して支配をするというようなことはよくないということの御意見については、ごもっともと考えるわけでございますが、先ほど来申しましたように、それは結局、まあ公正取引を侵すかどうかという判断になるわけでございます。そういう意味の判断というのは、やはり公正取引委員会での判断に待ちまさんと。法律にはおのおの所管がございます。従いまして、個別に問題が起りました場合に、私どもが、これは行き過ぎだからこうしろあしるというようなことで処理をいたしますのは、実際問題としては非常にデリケートな話になりますと、会社の中の勢力争いとか、いろいろな場合もありませんから、そういう場合に片方の肩を持つとかという結果になってもいけませんので、やはり公正取引を害したかどうかという意味の問題を所管しております公正取引委員会での判断に待つという考え方をいたしております。ただ、おっしゃるように、倫理、道徳として、精神として、抽象的な話としてどうかということになりますと、それは力があるものが必要以上に支配権を持つというようなことのないようにすべきだということとは、私ども

も御趣旨に賛成でございます。
○成瀬幡治君 事が起きてしまつてから公取でそのようなことはやられるからいいじゃないかというのですが、事の起らない前に銀行局長としては善処されると思いますか、手が打ってなくちゃならぬ。今まで何らそういうことに対して内面的な指導とか、そういうようなことについては全然やっていないのではないのか。ということとは、御承知のように、株主総会できめればいいとおっしゃるかも知れませんが、いとも、何といったって、株主が持つておる資本金よりも借入金の方が多いいいことになれば、銀行の発言権の方が強いわけですね。それは当然、銀行の意思というものが大きく反映するということになるのです。ですから、形式的なことを私は申し上げておるわけじゃないのです。実態的にどうだ、そういうことがないように、事前に銀行局としては何らかの内面指導というものがなされてしかるべきじゃないか。今までも何にもやらずに、起きてきたら、それは公取の方でやってくればいいわい、こういう態度であつたかどうかという点を明確にしたいでございます。

○政府委員(石野信一君) 決してそういうことをやっておつていいということとを申し上げるわけじゃないと、銀行にいた人が非常に円満な形で、いい人だから会社へもおつていうようなことで、正常な関係で行く場合もあるわけでございます。それから、無理やりに入れるという場合もあるかも知れません。あるいは無理やりに入つたわけではないけれども、会社の方としては今までいた会社の人との関係で利害関

係が生じて、銀行から押し込まれたのだという意見も出てきたり、具体的な問題としては、私どもの方では、そういう意味で相手方との関係も調べるわけでもありませんし、またそこまで銀行に干渉するわけにいかない問題でございます。従つて、抽象的に法令に違反しないということとは、これはもう当然のことでございますから、おっしゃるような精神の問題としては、これは銀行に抽象的には指導いたしておるわけでございますけれども、実際問題としてなかなかそれはむずかしくて、それじゃ、お前のところじゃ、こういうことをやっておるのはどういうことになりまして、また、私どもの行政の範囲を越えた問題にもなるものでございまして、その辺は御了承いただきたいと思ひます。

○成瀬幡治君 これ以上は私は質問をやめますが、少なくとも、総資本百億以上の会社が百八十二社あるとあなたの方から報告されておる。これを調べてみない。銀行からの重役というものがどのくらい占めておるかということとは、おおよそパーセンテージが出てくると思う。そうすれば、これは好ましい姿かどうかということとは、すぐ結論が出てくると思う。ですから、あなたの方でどの機会をとらえようとしたって、早急に機会をとらえることができないと思う。一度そういう趨勢において、なるほど会社から要請をされたのだから喜んで行つたといへばそれまでおもしろいかもしれませんが、少なくとも、出ておるスタイルは好ましい姿じゃないから、こういう点は一つ自粛してもらいたいということを言つていいと思う。

あなた、そういうやる意思がございすか、ないですか。
○政府委員(石野信一君) 先ほど来申しておりますような意味で、法令違反になると申しますか、公正取引を害する、そういうことをやらないようにという一般的な指導としては、私どももなお今後ともいたして参りたいと思ひます。ただ、重ね重ね申しますけれども、個別問題になりますと、そういう点は非常に私ども所管の域を脱して、かえつて弊害が起ると思ひますから、その点をよく御了承いただきまして、御趣旨の方で今後とも注意して参りたいと思ひます。

○成瀬幡治君 私も、個々の銀行のケース、ケースでとやかく言つておるのじゃない。私は一般論として申し上げておるわけです。一つ、一般論として、そういう銀行の方を集められていろいろな会議をおやりになる機会もあると思ひますし、あるいは通達をやる方法もあると思ひます。

〔理事佐野廣君退席、委員長着席〕
そういうことは私はとめませんけれども、少なくとも、一般論として、一つ、あなたの方で行政指導されるようなふうにしてもらいたい、こういうことを希望として申し上げます。

○委員長(大竹平八郎君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ

○委員長(大竹平八郎君) なお、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案を議題に追加いたします。

質疑のある方は御発言願います。
なお、政府側よりは郵政省より大塚貯金局長が見えております。

○須藤五郎君 この数年來一般的傾向といたしまして、郵便貯金の伸び率が鈍化してきたと言われておりました。その大きな理由の一つは、郵便貯金の利用者のほとんどを占めている一般大衆の生活水準が低いということであり

ます。また、郵便貯金は資金運用部資金の原資の有力な柱の一つでありま

す。このような郵便貯金の伸び率の鈍化傾向は、資金運用部資金そのものの大きな穴になっており、ひいては政府の財政投融资政策、財政政策に大きな支障を来たすということ、かねがね問題になっておったと思うのでありま

す。この矢先に、一般的金利引き下げの中で郵便貯金の預金利子を引き下げ

るといふようなことをやりましたので、郵便貯金の引き出しが急激にふ

え、この傾向はますます大きくなって

いるということが言われております。資金運用部資金にもますます大穴があいていくということは必至だと私は考

へ上げ、社会保障その他大衆生活の改善措置はこの際一応別といたしまして

も、少なくとも普通郵便貯金の金利引き下げはしないという措置を講ずべき

であると思いますが、政府の考え方はどうですか、伺いたいと思います。

○政府委員(大塚茂君) 郵便貯金を集める立場にあります私どもの立場から

申し上げますと、金利は高い方が集めやすいということになりますし、また預金者の保護という面から見まして

も、そういうことが望ましいわけであり

ますが、国の方針として低金利政策がとられたという場合に、国家機

関として郵政関係だけが協力しないというわけにも参りませんし、そういう

高見地から、両方の立場をにらみながら今回の郵便貯金の利下げが決定になったというふうに私も考えているわけでございます。

その結果、郵便貯金の伸びが鈍化したということはある程度事実でございますが、利下げだけの理由によるのか、あるいはその他の公社債投信等の影響もあるのか、そのほかにもまた影響、何らかの原因があるかというよう

なことは、なかなかむずかしい問題でござい

ます。いずれにいたしまして

も、二月以来相当減少いたしましたこととは確かでございますが、ただ、それ

によりまして今年度の財政投融资に穴があくというところまではいっておりません。まあ、私も最近に、予想した額は下回りましたけれども、資金

運用部に私どもが預託をいたします金は、予定以上に昨年度からの持ち越し

資金等がございましたので、預託金額においては減少いたしておりますで、財政投融资に穴をあけて御迷惑を

かけているという点は、目下のところはないわけでございます。来年度の財政投融资計画にどういふ影響があるか

ということは今後の問題でございまして、私どもとしては、一時的に利下げの影響はこれは避け得ないけれども、まあ来年度中にはその影響も次第に薄

れて、年度を通算するならば大体私どもの予定している程度の預金は集め得るのじゃないか、またそういうふうな努力をいたさなければならぬというふう

に考えているわけでございます。

○須藤五郎君 利下げが決定して以

来、預金のふえ方とそれから引き下げの額と、どういふバランスになってお

りますか。
○政府委員(大塚茂君) ただいま詳細な数字は持ち合わせておりませんが、預金額においては大体例年とそう変わり

はございませんが、払い戻しの方がふえたために、増加額としては減って

きているという状況でございます。その減り方は、一月までは順調でござい

まして、二月に入りましてから、昨年度は二月で十七億増加がございましたが、今年度は逆に七十九億減少した、

赤字になったというふうな数字が出て参っております。

○須藤五郎君 わずかの間に七十億も減少してきているということは、これはそう楽観をしていることができないのじゃないでしょうか。こういう状態

が今後ずっと続いていくとするならば、資金運用部資金にも相当な大穴が

あいていくと私たちは考えますが、そういうふうな、あなた先ほど非常に楽

観的なことを言っていたが、そんなことでやっていけるのですか、どうです

か。
○政府委員(大塚茂君) 私どもも楽観しているわけではございませんが、い

つでも利下げがございせんときは、その当座は相当の影響がございせんが、す

べての金利の引き下げというものがま

た均衡をとりますと、平常に戻るとい

うのが大体の傾向でございせんので、今回におきまして、何か、いち早く郵便貯金だけが引き下げを決定した、あるいは現実に引き下げたというふう

に誤解を受けた点等もございせんので、この四月一日からはかの金利も一

緒に下がるんだということがはっきり

いたしますと、郵便貯金に対する影響

等ももう少し緩和されてくるんじゃない

かろうかと、どういふふうにかえて

いるわけ

でございます。

○須藤五郎君 これは意見ですが、郵便貯金の利子なんというものは、そう

簡単に下げたりすべきものではないと思

うのです。というのは、ほかの預金と違

って、郵便貯金は零細な金の集まり

でございますから、それを下げるなん

という失うことにもなりますし、零細な金を

貯金している人たちに對して与える影響は相当強いと思ひますので、私たち

はこういうことはやるべきでないと思

っているのです。これは私の意見で

すから、従って、あなたから答弁を

してもらふ必要はないと思ひますが、私

たちはそういうふうにかえておる。そ

ういふことを今度やったことに對して

私は反対をしているわけでは

それで、今度何でしょう、今度の郵便貯金特別会計法の一部を改正する法

律案によつて、これまで出ておった赤字四百何十億ですか、それをたな上げ

するということになりますか、今後、

それから引き続いて起こってくる問題

に、いわゆる合理化運動というものが

これまでよりもきびしく起こってくる。そうして従業員に對して無理な預

金のかり集めをさせるようなことが起

こつてくる。従つて、労働強化とい

うものがこれから起こってくるし、従

ては、人員の整理とか、いろいろな問

題が起きてきはないかという不安が

私たちにはあるのですが、そういう点

はどうですか。

○政府委員(大塚茂君) いろいろ御心

配の点、わかるわけではございますが、私どももいたしましては、貯金を集め

ますのに、人員の整理あるいは合理化

というふうなことは考えておりません

で、むしろ従業員諸君の働きやすいよ

うにその環境を作るといふ意味で、来

年度予算におきましては、三十五年度よりも周知宣伝費等をよけいに見まし

て、そういう面でも働きやすく集めやす

いような周知宣伝等に努めまして、目

標額の達成をはかりたいというふう

に考えているわけでございます。

○須藤五郎君 もう一度念を押してお

きますが、こういうことの結果、合理

化運動をやる、そうして人員を淘汰す

るといふようなことは絶対ないとい

うことを、あなた、ここで確約できま

すか。

○政府委員(大塚茂君) 絶対ないと思

ひ上げてよろしいと思ひます。

○成瀬幡治君 主税局長に、これは希望になると思ひますが、何と申しま

しても、今度の税制改正は低所得者階層

には減税の恩典が浴しておりません。

増税の恩典、というわけじゃないけれ

ども、増税のしわ寄せだけになってい

る。それで、どうしても私は物品税の

改正というものが必要だと思ふ。ところが、大蔵当局の方としては、税制調査会にかけて、その答申案を待つて来年度やろう、こういう大方針というとなんです。私もまたそれを認めましょう。しかし、その間のままでもいい、このまま進めておいていいというものじゃないかと思う。とするなら、法律ではもうできないければ、これは政令の範囲内においてでもあなたの方は努力する義務がある、大蔵当局に。いろいろのアンバランスというやうなものがある、それに気づかれたとするならば、一つ善処してもらいたい。それが私は愛情のある、思いやりのある姿だと思ふ。ぜひ一つそういうことについても考慮しながら、もう物品税の問題については来年しかやめぬという、そういうかたくななことではなくて、できる範囲内においては、大蔵当局において政令等でやれる問題になったら善処していただきたいということを強く希望として申し上げておきます。

○委員(大竹平八郎君) 答弁ありませんか。
○政府委員(村山達雄君) ただいま成瀬先生、御希望だということでございますので、よく伺っておきたいと思ひます。ただ、政令段階といい、法律段階と申しまして、非常にデリケートな関係がございます、しかもこれは全般的に検討しないと、その全般的検討の中で、バランスをとりながらやらないと、非常にむずかしい問題があるということでございます。われわれ、国会でも済みまして、さっそく検討は始めたいと思ひますが、そういう非常にデリケートな問題があるという点だけを申し上げておきます。

○成瀬幡治君 青色申告の専従者控除で二十五才以上十二万、二十五才未満九万と、こう言っているのですが、片方で、法的年令というのは大体二十才、そういうことになっておる。これをなせ二十五才というところでおきめになったのか。それに対する説明と申しますか、根拠と申しますか、一つお願いいたします。

○政府委員(村山達雄君) これは別に法律のどうしても二十五才で……他の法律の関係で、二十才、二十五才でなければならぬというところは、おっしゃるやうにございませぬ。ただ、この専従者控除を設けました意味が、主として法人、しかも個人類の同族法人、それとバランスからスタートしているわけでございませぬ。そういった関係から見まして、現在同族法人がその家族にいろいろな給与を出しておられますが、どの辺の金額を出しておるか。それから、年令によってどんな傾向が認められるかというふうに見て参りますと、どうも結婚をしている家族にたくさん出しているという事実なんです。これは、何と申しても、結婚年令といひますと、平均二十才か二十五才かということになりますと、やはり二十五才以上であるというふうに一般的に推定されるわけでございませぬ。それから個人の——個人もそうでございますが、中小企業の賃金統計をずっと見て参りますと、年令別に五才刻みにずっと見ていきますと、年令が高いほど賃金が高いことはもちろんでございますが、屈折点がどこが一番大きいかと見て参りますと、やはりちょうど二十五才あたりが多い。統計上そういうことが認められるわけでござい

ます。そういうことからいいますと、世間の評価もその辺で考えるのが妥当ではなからうか、こういうふうに考へて、ごく常識的にきめておるわけでございます。

○成瀬幡治君 十二万円、九万円とおきめになったことも、どうも腰だめのやうだし、二十五才をおきめになったのも腰だめのやうだし、それから、この前のときに指摘いたしましたやうに年間所得九十万円、父親夫妻、長男の夫妻、次男ぐらゐまで働いておる、そういう家庭として、これがもし三人分離されるやうな場合と、一家総合して納める場合だと、大体年間所得税が七千七百円ぐらゐ多くなるといふことはどうもおかしいじゃないかというやうな点も指摘しました。しかし、これを何べん言っておいてみても、うちのあかない問題だと思ひますが、まあ所得税全体が何といつても高いということとは言へると思ひます。従つて、税制調査会の答申案をもつて今度やったのだから、当分改正はしないということよりも、もう少し今申し上げましたやうな、指摘したやうな点を勘案をされて減税の方向に努力される。しかも、自然増がべらぼうに多かったというやうなこともあるわけですから、来年度の経済成長率の問題も、大きくならせよう、しんしゃくしなければならせぬけれども、しかし今申し上げましたやうな、指摘したやうな点は、ぜひ直すやうな方向に御努力が願ひたいと思ひます。これも希望でございます。

系の中におきましても、税収入の高とはまた関係のない性質上基幹的な税金でございますので、今後とも検討を続けて参りたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 今後とも、何分にもこの所得税というのは特に負担感の強い税金でございますし、税体

る程度薄めようというつもりでやったわけでございます。しかし、この問題非常にむずかしい問題でございますので、引き続き検討して参りたい、かように考へております。

○委員(大竹平八郎君) 速記をとめて。

○委員(大竹平八郎君) 速記をつけ

本日これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

昭和三十六年四月十一日印刷

昭和三十六年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局